

平成26年決算審査特別委員会会議録（第1日目）

平成26年11月5日（水曜日）

午前10時00分開議

午後 3時55分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

内容説明

認定第 1号 平成25年度士別市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2号 平成25年度士別市診療施設特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3号 平成25年度士別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 4号 平成25年度士別市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5号 平成25年度士別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6号 平成25年度士別市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7号 平成25年度士別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 8号 平成25年度士別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 9号 平成25年度士別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第10号 平成25年度士別市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第11号 平成25年度士別市水道事業会計決算認定について

認定第12号 平成25年度士別市病院事業会計決算認定について

質疑

平成25年度一般会計歳入

平成25年度一般会計歳出（1 議会費～2 総務費）

閉議宣告

出席委員（17名）

委員 谷口隆徳君

委員 大西陽君

委員 渡辺英次君

委員 松ヶ平哲幸君

委員 遠山昭二君

副委員長 十河剛志君

委員 国忠崇史君

委員 喜多武彦君

委員 村上緑一君

委員 谷守君

委員 岡崎治夫君

委員 山居忠彰君

委員 出合孝司君

委員 井上久嗣君

委員長 粥川 章 君
委員 丹 正 臣 君

委員 齊藤 昇 君

出席説明員

市長	牧野 勇 司 君	副市長	相山 佳 則 君
総務部長	鈴木 久 典 君	市民部長	大崎 良 夫 君
保健福祉部長	川村 慶 輔 君	経済部長	林 浩 二 君
建設水道部長	沼田 浩 光 君	朝日総合支所長	佐々木 勲 君
市立病院 事務局長	三好 信 之 君	総務部次長兼 企画課長	中峰 寿 彰 君
総務部 市史編さん室長	渡辺 敏 嗣 君	市民部次長兼 税務課長	法邑 和 浩 君
経済部次長兼 農業振興課長	金 章 君	建設水道部次長 兼技監 兼土木管理課長	半沢 勝 君
朝日総合支所次 長	長南 広 基 君	秘書広報課長	東川 晃 宏 君
総務課長兼 市史編さん室 参事	鴻野 弘 志 君	財政課長	中舘 圭 司 君
環境生活課長	千葉 靖 紀 君	商工労働 観光課長	井出 俊 博 君
企画課主幹	佐藤 義 弘 君	秘書広報課主幹	大橋 雅 臣 君
総務課主幹	岡崎 忠 幸 君	財政課主幹	丸 徹 也 君
税務課主幹	古川 敬 君	商工労働観光課 主幹	徳竹 貴 之 君
土木管理課主幹	五十嵐 智 君	地域住民課主幹	岡崎 浩 章 君
企画課主査	久光 徹 君	企画課主査	坂本 洋 紅 君
秘書広報課主査	玉田 悟 君	財政課主査	佐藤 祐 希 君
財政課主査	千葉 玲 君	土木管理課主査	中井 康 寛 君

土木管理課主査 鈴 村 章 君

地域住民課主査 黒 沼 淳 一 君

教 育 委 員 会 長 安 川 登志男 君

教 育 委 員 会 菅 井 勉 君
生 涯 学 習 部 長

監 査 委 員 吉 田 博 行 君

監 査 委 員 石 川 誠 君
事 務 局 長

事務局出席者

議 会 事 務 局 長 石 川 敏 君

議 会 事 務 局 淺 利 知 充 君
総 務 課 長

議 会 事 務 局 前 畑 美 香 君
総 務 課 主 査

議 会 事 務 局 樫 木 孝 士 君
総 務 課 主 任 主 事

(午前10時00分開議)

○委員長(粥川 章君) おはようございます。ただいまから決算審査特別委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員であります。これより会議を開きます。

○委員長(粥川 章君) ここで、本日の会議録署名委員を指名いたします。

出合孝司委員、国忠崇史委員を指名いたします。

○委員長(粥川 章君) 最初に、本特別委員会の運営について申し上げます。

当委員会に付託されました事件は、認定第1号 平成25年度士別市一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第12号 平成25年度士別市病院事業会計決算認定についてまでの12案件であります。

その審査につきましては、本日から11月7日までの3日間とし、お手元に配付してあります審査日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ここで、付託案件の審査方法についてお諮りいたします。平成25年度の決算審査については、一般会計、特別会計及び企業会計の予算の執行及び各事業の経営等が適正かつ効果的に行われているかなどをより一層専門的、能率的に審査するため、また議会改革の一環により、議論の活性化とよりわかりやすい運営とするため、従来の審査方法を変更して行いたいと思います。その審査方法については、初めに各会計の決算の概要について担当部長から内容の説明を聴取し、その後、各会計について質疑を行い、平成25年度決算全般についての質疑が終了後、採決を行うという審査方法にいたしたいと思います。

なお、質疑については、あらかじめ通告書を提出いただいておりますので、通告に従い、一般会計については歳入を一括して質疑し、次に歳出を款項ごとに質疑する方法にしたいと思います。また、特別会計については、9会計を一括、企業会計については、水道事業会計、病院事業会計を一括して質疑する方法にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(粥川 章君) 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

初めに、平成25年度各会計の決算の内容について説明を求めます。鈴木総務部長。

○総務部長(鈴木久典君) 25年度決算に係る主要施策について御説明を申し上げます。

決算の概要につきましては、さきの定例会において、市長、副市長から御説明を申し上げたところではありますが、25年度決算においては一般会計全体で翌年度に繰り越す財源を差し引き、約3億1,300万円の黒字を計上したところがあります。各種健全化比率につきましても、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については該当がなく、実質公債費比率が15.4%、将来負担比率が135.2%となり、一定の水準を維持した決算となりました。

そこで、総務費であります。主な事業として新規事業では、合併までの旧士別市の歩みをまとめる市史編さん事業に着手したほか、川内村に対する復興支援、交流のまちづくりを進めるため、札幌、東京のふるさと会、みよし市との交流を初め、ふるさと大使との意見交換会などを実施いたしました。また、まちづくり基本条例あるいは協働のまちづくりの推進に当たり、「市民の声」広聴事業を初め、各種情報の発信と収集にも努めたところであります。更に、男女共同参画社会実現に向けた取り組みのほか、地域公共交通活性化協議会との連携のもと、地域公共交通の維持、確保にも努めたところであります。このほか移住促進事業、誘致企業との連携事業、地上デジタル放送整備事業など、地域活性化に向けた取り組みを進めたところであります。

以上が総務費の概要であります。

○委員長（粥川 章君） 大崎市民部長。

○市民部長（大崎良夫君） 私から第2款総務費、第3款民生費、第4款衛生費の中から市民部所管事業の主な事業概要について御説明申し上げます。

まず、第2款総務費であります。

自治会活動補助事業についてであります。平成24年に施行しました士別市まちづくり基本条例では、自治会を地域社会においてみずからできることを考え行動し、地域課題を解決する公共の担い手といたしまして、本市のまちづくりの一翼を担う重要なコミュニティ組織として位置づけられており、これら自治会活動の活性化、推進を図るため、活動費の一部を助成したところであります。

次に、安全安心まちづくり推進事業についてであります。安全で安心して生活できるまちづくりを進め、快適な地域社会実現のために防犯協会など各種団体に補助を行ったほか、子ども議会や子ども夢トークでの要望のあった通学路対策といたしまして、防犯灯の少ない箇所にLED防犯灯を設置し、安全に通学できるよう整備を図ったところであります。

次に、第3款民生費であります。

その中で、交通安全運動推進事業についてであります。交通安全を推進するため、市内各地域に交通安全指導員を配置するとともに、特に交通量の多い通学路に登下校専任指導員を配置したところであります。今後におきましても、市民一人一人の交通安全に対する意識の高揚や交通道德の醸成を図り、交通事故に遭わない、遭わせないを目標に、関係機関、団体等の連携協力によりまして、交通事故のない安全な安心なまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、乳幼児等医療費給付事業についてであります。乳幼児等の保健向上と子育て家庭の経済的負担軽減を図るため、ゼロ歳児から就学前の入院、通院と小学生の入院についての医療費を助成したほか、市単独事業といたしまして、小学生以下の医療費無料化並びに中学生の入院医療費を助成したところであります。その対象者数は1,728名であります。

次に、第4款衛生費の中から廃棄物減量化再生利用推進事業についてであります。

ごみ減量化と再生利用を図るため、容器包装再商品化並びに紙類分別収集の委託を実施したほか、昨年度から開始されました生ごみ分別を市民及び事業所に周知するため、説明会の開催並びに生ごみ分別事典を作成したところでございます。

次に、不法投棄物対策事業についてであります。市有地に不法投棄された冷蔵庫などの家電・電化製品やタイヤなどの適正処理を行っております。いまだ一部の心ない人たちによって道路、河川敷、空き地への不法投棄が後を絶たないのが現状であります。不法投棄が犯罪であることを広く市民、事業所に啓発し、ごみを捨てづらい環境づくりに努めてまいります。

次に、環境センター建設事業についてであります。一般廃棄物最終処分場及びリサイクルセンター建設工事につきましては、西士別町学田地区において昨年より建設用地の粗造成工事を実施しており、本年10月末をもって工事が完了したところでございます。あわせて、施設建設工事につきましても、現在、詳細な実施設計作業に入っており、来年春から本格的に本体工事に着手する計画であり、平成29年4月の供用開始に向け事業を進めてまいります。

以上、市民部所管事業の主な事業概要についてであります。

○委員長(粥川 章君) 川村保健福祉部長。

○保健福祉部長(川村慶輔君) 私から保健福祉部所管に係る決算概要について御説明させていただきます。

まず、障害福祉についてでございますが、障害があっても地域において自立した生活が送れるよう、各種サービスの提供を行うとともに、社会福祉協議会と連携をし、福祉ボランティア育成事業やふれあい広場などを開催するなど地域福祉の推進に努めてきたところでございます。

次に、高齢者福祉につきましては、高齢になっても安心して暮らしていけるよう、新規に認知症対応型共同生活介護施設整備に対する補助を行ったほか、桜丘荘の施設整備を行ったところであります。一方、在宅での暮らしを支えるため、福祉パトロールなど地域支え合い事業の充実を図るとともに、ひとり暮らしの高齢者の緊急時に対応する緊急通報サービスに人の動きを感知する人感センサーを新たに導入したほか、高齢者の自立を支援するため、住宅改修助成事業にも取り組みをしたところであります。

次に、子育て支援につきましては、平成27年度から施行される子ども・子育て支援新制度に向けての計画づくりのため、就学前児童や小学生の保護者を対象としたアンケート調査を実施したほか、市内の子育て関係者からなる子ども・子育て会議を設置いたしました。また、4月に開設いたしましたあけぼの子どもセンターは、新たに中学生や高校生も利用できる施設として運営し、地域自治会の方々との交流を図ったアイスキャンドルフェスティバルを初め、子どもの権利条例を学ぶため、子どもの権利フェスタを開催するなど地域に根差したセンター運営に努めてまいりました。更に、育児疲れの解消や短時間就労、疾病等で一時的に保育が困難となった保護者に対して、子供の保育を提供する一時保育事業をあいの実保育園ほかで実施をいたし、保護者の負担の軽減を図ってまいりました。

次に、市民の健康づくりへの取り組みについてでございますが、新規に各種検診データを管理

できる健康管理システムを導入し、市民の健康管理支援の充実に努めたほか、成人病検診センターにおいては、診断機器の機器充実に図りながら、成人検診や集団検診を実施し、市民の疾病予防に努めてきたところであります。また、各種がん検診を初め子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン接種など予防接種に対する助成を行ったほか、健康づくり講演会や食育セミナーを開催し、市民の健康に対する意識の醸成に努めてまいりました。更に、市民の命と健康を守る取り組みといたしまして、開業医誘致助成事業による開業としては、本市において2例目となる道北クリニックが6月から診療を開始され、地域医療体制の充実が図られたほか、生活保護制度の適正な運用にも努めてきたところであります。

以上申し上げまして、保健福祉部所管の決算概要の説明とさせていただきます。

○委員長（粥川 章君） 林経済部長。

○経済部長（林 浩二君） 私のほうから経済部所管の5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費の主な事業の概要について申し上げます。

まず、5款労働費では、国の緊急雇用創出事業交付金を活用いたしまして、新規学卒者雇用対策など4事業で新たに10名の雇用創出を図ったほか、雇用対策、勤労者福祉対策を継続実施したところでございます。

次に、6款農林水産業費では、国の経営所得安定対策として士別市農業再生協議会から市内農家に対し、戦略作物助成や畑作物の数量払い等に係る交付金約45億5,000万円が支払われ、その事業推進に当たったほか、農業・農村担い手支援対策といたしまして、就農研修助成に加え、グリーンパートナー推進事業として羊のまちでのときめきツアーを実施したところであります。

農地の基盤整備として、上士別地区での国営農地再編整備事業の推進事務を継続するとともに、農地の排水対策として農業基盤整備促進事業による暗渠を施工したところでございます。更に、ビートの作付振興を図るため、生産確保支援対策を初めとする寒冷地作物の振興対策を講じたところであります。また、酪農経営に必要な基盤整備を図るため、北海道農業公社により畜産担い手総合整備事業を実施したほか、サフォーク種羊の振興対策に加え、生ごみ、下水汚泥等のバイオマス資源を用いた堆肥製造に着手したところでございます。また、市有林の維持造成など、森林環境の保全とともに、エゾシカ等の有害鳥獣被害防止対策についても継続実施したところでございます。

次に、7款商工費では、中小企業の育成と経営の合理化を図るため、運転資金、設備資金等の融資事業のほか、ラブ士別・バイ士別運動の推進、住宅改修及び住宅新築への助成を継続するとともに、本市を初めとする道北6市による初めてのユジノ・サハリンスク道北物産展に参加したところであります。

次に、各種観光イベントに対する助成を継続するとともに、羊のまち士別着地型観光推進事業を実施したほか、羊と雲の丘観光施設、スポーツ合宿センター、日向保養センター等については指定管理者と連携の上、適切な管理運営に努めたところでございます。

以上が労働費から商工費までの事業の概要でございます。

○委員長（粥川 章君） 沼田建設水道部長。

○建設水道部長（沼田浩光君） 私から第8款土木費の概要について申し上げます。

まず、道路関係につきましては、歩道の段差解消などバリアフリー化を初め、南町東1号線道路の歩道新設工事など、歩行者に優しい道路環境の整備に努めました。平成22年度からの継続事業であります都市計画街路西広通改良事業は、改良舗装済み延長が640メートルとなり、全体の約4割の進捗となりました。ふどうパークゴルフ場など周辺施設利用者の安全確保と市街地外環状道路の機能を有する路線として平成28年度の完成を目指しています。

農村地域においては、事業要望のあった箇所について地域の方と現地調査を実施し、優先度を協議した結果、簡易舗装工事を初め道路側溝の整備、縁石の更新など生活環境の整備を図ったほか、温根別南9線川を初め河川整備を実施するなど災害に強い環境の整備に努めました。

市営住宅については、家庭菜園付高齢者住宅整備事業により、多寄団地の建てかえ事業を実施したほか、既存住宅の屋根、外壁の補修など住宅環境の整備に努めました。

冬期間の道路管理については、流雪溝制御システムの更新事業を実施したほか、市道路線全般についてきめ細かな除排雪作業を実施するなど、安全で快適な道路環境の整備に努めたところです。

以上が土木費の主な概要であります。

次に、士別市水道事業会計について申し上げます。

初めに、事業概要についてであります。

東山浄水場改良事業では、電気設備改良工事が完成をしたことで監視体制が強化され、緊急時の迅速な対応が可能となりました。朝日浄水場では、遠隔監視システムを導入し、東山浄水場での遠隔監視操作体制を構築するなど管理体制の強化に努めました。

配水施設改良事業では、配水管の新設工事及び老朽管更新のための布設がえ工事を実施するなど、水量、水圧の安定確保に努めました。新規事業としては、水道管の耐震化を図るための国庫補助事業、温西地区整備事業が採択されたことにより、配水管布設工事を実施するなど緊急時の給水拠点の確保に努めました。

次に、財政状況についてであります。

初めに、経営の実態について申し上げます。人口の減少に加えて少子高齢社会の進展などの影響により、有収水量は年々減少傾向にあり、このため営業収益は対前年比2.5%の減となりました。一方、営業費用については、減価償却費の増などにより対前年比5.7%の増となり、この結果、総費用が総収益を上回り、純損失が発生する決算となったところです。

収益的収支について消費税抜きで申し上げますと、収入合計3億8,052万5,000円、支出合計4億8,506万3,000円となり、この結果、1億453万8,000円の純損失が生じたため、当年度未処理欠損金は1億1,722万円となりました。次に、資本的収支については消費税込みで申し上げますが、収入合計9億2,060万3,000円、支出合計9億9,004万2,000円となり、この結果、

6,943万9,000円の資本的収支不足が生じましたが、過年度分損益勘定留保資金3,714万5,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,229万4,000円をもって補填をした次第です。

今後においても徹底したコストの縮減を初め、長期的視野に立った経営分析など一層の企業努力を行い、安定した給水サービスと健全経営の確保に努めてまいります。

以上が水道事業の概要でございます。

○委員長（粥川 章君） 佐々木朝日総合支所長。

○朝日総合支所長（佐々木 勲君） 平成25年度朝日総合支所所管の事業内容について御説明申し上げます。

総務費では、コミュニティバス運行业務として2系統の運行、朝日地域交流センターを指定管理により運営し、更には除雪機械2台を更新いたしました。

民生費では、高齢者生活福祉センターを朝日福祉会に業務委託により運営し、学童保育をまなべーるで実施いたしました。

衛生費では、一般廃棄物の収集や最終処分場の管理を委託業務により行いました。

農林水産業費では、中山間地域等直接支払交付金事業により朝日集落として実施し、更には水道利用組合の給水施設の整備、農産加工施設の管理運営を行いました。

商工費では、じゃんじゃん・ジュビリー、岩尾内湖水まつりの開催、岩尾内湖周辺の管理棟の管理委託や観光園地維持管理に努めたところであります。

以上でございます。

○委員長（粥川 章君） 三好市立病院事務局長。

○市立病院事務局長（三好信之君） 平成25年度病院事業会計決算の概要について申し上げます。

まず、事業の概況についてであります。平成25年11月に患者負担の軽減を図るため、消化器内科、循環器内科の混合病棟を解消する一方、外科と整形外科を混合病棟とするなどの再編を行ったほか、12月から亜急性期病床を開設し、急性期後の入院体制の充実を図り、一般病棟3病棟、144床体制で運営をいたしました。25年度年間の延べ入院患者数は4万440人で1日平均110.8人、外来患者数は13万256人で診療日1日平均531.7人となりました。

次に、財政状況を申し上げます。収益的収支は消費税抜きで収入が35億584万2,000円、支出では35億3,632万7,000円となりました。また、資本的収支は大動脈バルーンポンプ、心臓エコー装置など医療機器の購入、5階東病棟のトイレ改修などを行い、消費税込みで収入5億9,596万2,000円、これに対する支出は7億1,416万6,000円となりました。この結果、最終的な一般会計からの繰入金は当初予定の8億9,830万円に平成20年度に借り入れた病院事業特例債の繰上償還分2億円、3年ごとの退職手当組合の清算金1億300万円のほか、実質的な収支不足分1億2,800万円、合わせて4億3,100万円を追加し、合計13億2,900万円により収支均衡を図ったところであります。

平成26年度の大幅な診療報酬の見直し、医療制度改革などから、病院を取り巻く環境は従来にも増して大変厳しい状況にありますが、27年度からの改革プランの策定に当たっては、今後

の地域医療のあり方を検討する中、経営改革に努めてまいります。

以上が平成25年度病院事業会計の概要であります。

○委員長（粥川 章君） 菅井生涯学習部長。

○生涯学習部長（菅井 勉君） 私から教育委員会所管であります第10款教育費について御説明申し上げます。

初めに、新規事業のうち主な事業についてでございます。

上士別小学校、中学校を平成26年度から改築するために基本設計と実施設計業務を委託により実施いたしました。更に、朝日三望台ジャンプ台の改修事業を実施いたしました。

次に、継続事業のうち主な事業について御説明申し上げます。

初めに、経済的な理由により就学が困難な高校、大学、専門学校生徒に対しまして奨学資金を貸し付けいたしました。更に、遠距離通学する児童・生徒に対して通学費を助成いたしました。また、経済的に恵まれない児童・生徒の保護者に就学に必要な援助をいたしました。また、士別東高校の教育環境の充実と教育振興の充実を図ったところであります。小学生に学力と体力の向上を図るためチャレンジスクールを開催いたしました。更に、九十九大学や公民館講座などの生涯学習事業を実施いたしましたところであります。また、中学生による子ども議会を開催いたしました。また、図書館においては図書やDVDなどの視聴覚資料を整備いたすとともに、博物館においては特別企画展を開催し、サンライズホールにおいては自主企画事業を実施いたしました。更に、陸上、スキー競技を初めとするスポーツ合宿推進事業を実施するとともに、ハーフマラソン、サマージャンプなどの大会などのスポーツイベントを実施いたしました。また、児童・生徒が道内で開催される大会に参加するための交通費を助成いたしました。更に、士別産の食材を使ったふるさと給食を実施いたしました。また、パークゴルフ場施設の整備を実施いたしましたところであります。

以上を申し上げまして、教育費の説明とさせていただきます。

○委員長（粥川 章君） それでは、平成25年度一般会計歳入歳出決算について審査を行います。

初めに、歳入について一括して質疑を行います。御発言ございませんか。大西 陽委員。

○委員（大西 陽君） おはようございます。それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

最初に、市税についてお伺いをしたいというふうに思います。

本市では、市税として市民税ほか6税で収納額が22億1,800万でありました。これは調定額に対して95.5%ということで、結果4.5%、金額にして1億300万の未納があったということになるというふうに思います。そこで、本市としては従来から市税等収納対策推進本部会議を設置をして、滞納整理ガイドラインに基づいて収納率向上に努めております。収納率においても全道一と極めて高い水準で努力の結果が見えます。しかし、本年度においても残念ながら不納欠損額及び収入未済額が発生をしているわけであります。

そこで、25年度において市民税ほか3税で不納欠損額が現年度課税分で18万3,718円、これ

とあわせて滞納繰越分で2,032万7,984円がございます。その事由の62.6%が倒産、廃業によるものと、36.7%が生活困窮、0.7%が本人死亡という内訳になっております。そこで、生活困窮であるとした基準と本年度不納欠損額を計上したその判断基準についてまずお伺いをしたいと。あわせて、収入未済額については現年度課税分で1,473万2,909円、あわせて滞納繰越分が8,337万5,230円で、この要因の内訳と対策についてあわせて最初にお伺いをしたいと思います。

○委員長（粥川 章君） 古川税務課主幹。

○税務課主幹（古川 敬君） ただいまの大西委員の御質問についてお答えをしたいと思います。

まず、生活困窮とした理由、基準についてであります。生活困窮の該当につきましては、生活保護受給者はもちろんでありますけれども、生活保護に該当しなくても、その方の収入状況や財産の有無、債務状況、あるいは家族の健康状態など細かい生活状況を聞き取りした上で総合的に判断しております。また、その判断は担当の徴税吏員が行っていますので、担当間でその判断のばらつきがないように意思統一を図るため、定期的な打ち合わせを行っているほか、徴税事務担当者会議などに出席し、他市との意見交換をしているところであります。

次に、不納欠損額を計上した判断基準についてであります。不納欠損は地方税法での消滅時効を迎えたものについて処理する手続になりますが、一般的な地方税法の規定による時効5年間のほかに滞納処分執行停止3年間継続及び滞納処分執行停止即時消滅に基づくものも計上しております。

この滞納処分執行停止の判断につきましては、地方税法、国税徴収法及びこれらの法に基づき策定した滞納整理ガイドラインにより行っていますが、その要件は滞納処分をすることができる財産がないとき、滞納処分をすることによって、その生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、またその所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるときを執行停止の要件としており、その要件の判断は納税折衝、納税相談、財務調査などを経まして、1つは生活保護費と同等またはおおむね1.5倍程度の収入がある場合、それと滞納処分をすることによって著しく生活を窮迫させるおそれがある場合、また競売及び破産などにより強制換価手続が既に終了している場合、あるいは差し押さえや参加差し押さえ、交付要求をしているが配当が見込めない場合など定めております。このほか滞納者が死亡して相続人がない場合、会社が倒産し財産がない場合など、滞納税を徴収することができないことが明らかな場合は、直ちに納税義務を消滅させ不納欠損に計上しているところであります。

続きまして、収入未済額の要因についてであります。収入未済額の内訳につきましては、平成25年度の現年度分は約1,473万円であり、内訳は固定資産税及び都市計画税が約1,190万円、個人と法人を合わせた市民税が約277万円、軽自動車税が約6万円、それぞれ80.8%、18.8%、0.4%であります。滞納繰越分は全体で約6,864万円、内訳は固定資産税及び都市計画税が約5,435万円、個人と法人を合わせた市民税が約1,405万円、軽自動車税が約24万円、それぞれ79.2%、20.5%、0.3%となっております。

次に、収入未済額の要因についてであります。税の課税につきましては、前年の所得やそ

の方の所有する財産を基準に賦課しており、基本的には担税力のある方に課税されているため、完納するということが原則であります。しかし、経済的、健康的事由などにより収入未済額が発生している状況であり、件数では低所得者の方で医療費がかかったり、教育費やローン返済、また光熱費の値上げの影響などさまざまな事由での生活困窮ということが多いのでありますが、金額で見ると全体額の約8割を占める固定資産税及び都市計画税は、現年度、滞納繰越分も含めて会社の倒産、廃業などによるものが70%以上で主な事由となっております。

次に、今後の対策についてであります。基本的な取り組みにつきましては、これまで同様に地方税法、国税徴収法、滞納整理ガイドラインに沿って徴収業務を進めてまいります。具体的には、各税の納期ごとの督促状の発布以降、納付依頼書の送付、電話催告、特別催告書の送付、夜間納税相談窓口の開設や広報活動として年末及び決算期における新聞報道、広報しべつの掲載、街頭啓発実施、広報車でのアナウンス活動、また防災行政無線の活用アナウンスなどを行ってまいります。そのほかでは、上川総合振興局や道税事務所との徴収連携、あるいは土日、祝祭日の図書館での納付の対応、またインターネット公売の活用などを行ってまいります。

また、平成19年度に大西委員もおっしゃっていましたが、副市長が本部長の市税等収納対策推進本部会議を立ち上げており、この会議の場で現状の把握や課題の整理を行うほか、高額滞納事案につきましては、今後の方針や恒常的な滞納とならないよう考慮し、納付管理を検討するなどの対策により収納率の向上に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） いわゆる税金については、先ほど言ったように支払いができるという前提で納付書を発行しているということでもありますから、そういう意味では市民負担の公平という点から、考え方として、先ほど答弁いただきました教育費だとか、ローンだとか、あるいは医療費がかさんでいるといったことでは多くの市民がそういう環境にいるんだというふうに思います。特別な事案ということではありませんので、市民は言うまでもなく、平等に行政サービスを受ける権利があるというふうに思いますし、一方では納税や利用料などその対価を支払う義務があるわけですから、いわゆる言葉は適切ではないかもしれませんが、払いたくても払えない方、この対策、対応だというふうに思います。

不納欠損処理の前に、あるいは未済額が発生する前に当事者と向き合い、制度上はわかりませんが、緩和措置などの方策を有効にきめ細かく本人と向き合いながら進めていくということが重要ではないかというふうに思います。まずこの見解と、あわせて逆に払えるのに払わない、この方たちについては毅然とした厳しい態度で臨むべきだというふうに考えております。いわゆる公債権であるというふうに思いますので、自力執行権の発動も含めてしっかりした対応が必要になってくるんだというふうに考えますけれども、この2点について見解を改めてお伺いしたい。

○委員長（粥川 章君） 法邑市民部次長。

○市民部次長（法邑和浩君） ただいま市税の負担公平性の観点、あるいは納めたくても納められない方とそうでない方のバランスといったようなお話がございました。税法上におきましては、督促状を発した日から起算しまして10日を経過した日までに完納されない場合については、財産を差し押さえるというような規定になってございます。ただ、事務的にそうしたことで滞納処分するといったようなことも、これは強制執行権がありますので、可能なわけなんですけれども、そうではなくて、滞納者のほとんどの方については、本当に生活に困っている実態がございまして。そうした方につきましては、市において電話あるいは面接等で納税相談を受けているわけなんですけれども、その場で財産でありますとか、あるいはその方の生活実態など、これらの状況を把握した上で、完納に向けて納税計画、ともに考えていくといったようなことで行っております。

このほか、中には確定申告をすれば節税になるといったようなケースもございまして、そうしたときにはそういったアドバイスでありますとか、本当に極めて生活が困難な方、こういった状況であれば生活保護の申請を勧めるなど、個々の状況に応じてきめ細やかな対応、これはこれまでもそうでありまして、今後においても行ってまいりたいというふうに考えております。

一方で、残念ながら支払い能力がありながら誠意がないという方、あるいは常習の滞納者も存在しているのが事実ではあります。その場合については、他の納税者との公平性から厳しく差し押さえなど滞納処分を執行していく考えであります。税には公平負担の原則というのがまず理念としてございまして、あくまで公平、公正性といったことを基本に対応してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（粥川 章君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 市税については本市の財政状況を考えるとき、依存財源の割合が高いということもありますから、これは極めて重要な課題であるというふうに思います。引き続きしっかりした対応をお願いしたいと。

それから、もう1点でありますけれども、先ほどちょっとありました時効の関係ですけれども、徴収権の消滅時効は一般的には5年だというふうに思いますけれども、この時効の中断措置をしなければならないというふうに思います。この中断措置する上での日常的な管理のシステムはどういうふうな管理状況になっているのか、この辺についてお伺いしたい。

○委員長（粥川 章君） 法邑次長。

○市民部次長（法邑和浩君） 税につきましては時効がございまして、これは徴収権を執行しない場合におきましては、通常5年で時効を迎えるということでありまして。ただ、そうならないために催告でありますとか、差し押さえでありますとか、そういった場合については時効が中断するというようになっております。

それで、それぞれのケース、事案におきましての管理でありますけれども、まず市税の収納については総合行政システムといったようなことでシステムが入っております、そこでその

方の課税状況でありますとか、あるいは収納状況、これを把握することができます。そのデータを出力しまして、それを各納税の担当者が自分の区域で滞納者の受け持ちを決めておりますので、それぞれに督促でありますとか、催告でありますとか、いろんな部分の滞納整理をしていくということになりますけれども、そのデータ管理におきまして、その出力されたデータをもとに管理をしているところであります。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 総合システムに基づいてデータ管理をしているということでありまして、これはあくまで担当者の方々がそのデータを見ながら判断をしているということであるというふうに思いますけれども、件数によりまして、例えば督促等々のものが出し忘れて時効が成立をしてしまったということも考えられないではないわけでありまして、もう少しこの管理システムについてはきちっとしたものが必要でないかというふうに思いますけれども、再度お伺いします。

○委員長（粥川 章君） 法邑次長。

○市民部次長（法邑和浩君） 現在そのデータ管理につきましては、担当者以外にも納税スタッフ全員でチェックをしておりますし、例えば日付であれば、表計算ソフトであれば検索できるといったようなこともありますので、その漏れだとかは基本的にはないというふうに考えています。ただ、滞納整理システム専門のソフトも、これは存在をしております、仮にそういったシステムを導入したとすれば、いろんな時期に応じてこれは時効が成立しますよといったような警報ですとか、いろんな証票ですとか、分析ですとか、いろんな活用ができるわけですが、ただ、金額もかかるわけでありまして、400万から500万程度といったような導入費用もかかりますので、今後の課題ということで考えております。

○委員長（粥川 章君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 財政的なこともありますから、今後の課題ということでありまして、ぜひこの辺の取り組みはしていただきたいというふうに思います。

それで、この納税事務、税務課の職員の皆さんは恐らく滞納者に対する対応等々については、わかりませんが、後ろ向きな仕事というふうに捉えているとするならば、そんなことはないかもしれませんが、そういうことでなくて、先ほど言ったように重要な課題でありますので、前向きな仕事ということで捉えて対応すべきだというふうに思います。そういう意味で、市税についての質問は以上で終わります。

○委員長（粥川 章君） 他に発言がございませんか。大西委員。

○委員（大西 陽君） 次に、諸収入の雑入の関係についてお伺いをしたいというふうに思います。

本年度、雑入で不納欠損額の主なものとして、企業立地促進条例補助金の返還金685万4,000円ということになっている。この企業立地促進条例補助金でありますけれども、条例やあるいは施行規則に基づいて審査を行い、適正であるということで補助金の決定に至ったということ

であるかというふうに思います。この審査の経過と補助金交付の年度と、それから返還を求めた年度についてまずお伺いをしたいと思います。

○委員長（粥川 章君） 井出商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（井出俊博君） お答えいたします。

補助金のまず交付年度でございますけれども、交付に当たりましては、この企業立地促進条例では、まず指定事業者の指定をするということになっておりまして、この指定事業者の指定の申請が平成21年4月に出てきております。その後、事業を開始をいたしまして、事業完了後に補助金の補助申請というような流れになります。その補助金の補助申請については、同年9月ということになってございます。

それから、補助金の決定に至った経過についてでございますけれども、これにつきましては、市の企業立地促進条例に基づきまして、ある一定程度の要件を満たすことが条件となっております、その要件といたしましては、対象事業が何であるか、これについては製造の事業ということでございます。それから、対象基準については、工場の新設または増設のための投資額が2,700万を超えるものというような中身になっております。この対象の要件を満たすことで補助金の交付を決定するというようなことになっております。

先ほど申し上げました最初の事業所の認定の部分ですけれども、これについては指定を受けるために、規則に基づきまして指定の申請書を提出しなければならなくなっております。その指定の申請書には事業所の新設計画書を提出しておりますので、その事業所の計画書の内容等々を審査をさせていただきまして決定をしてきたというような中身になっております。

それから、返還の年度ですけれども、返還につきましては、平成24年の3月に返還通知を出してございます。

以上でございます。

○委員長（粥川 章君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 企業立地促進条例の施行規則の中では、補助事業者は当該工場等の開始後3年以内に当該工場等の操業を休止または廃止をしようとするときは、あらかじめその事由及び休止または廃止の予定日を市長に届けて、市長と操業等の休止または廃止に関する協議をしなければならないというのが施行規則の中にありますけれども、この経過についてお伺いします。

○委員長（粥川 章君） 井出課長。

○商工労働観光課長（井出俊博君） お答えいたします。

今の御質問の操業の休止届の関係ですけれども、操業の休止届につきましては、平成22年12月6日に提出をしていただいております。これをもって協議をするということになるんですが、それ以前にその前月、11月に既に会社の資金繰りですとか、経営内容ですとか、そういったような中身の相談を受けて、その後に休止届が提出されたという流れになっております。以上です。

○委員長（粥川 章君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 通常でありますと、操業して3年以内に休業するというのは余り考えられないんでないかというふうに思います。例えば自然災害等によって大きな被害を受けて継続が困難になったという場合もあるかもしれませんが、この休止になった要因というか原因というのは、的確に言うとはどういうことなんでしょう。

○委員長（粥川 章君） 井出課長。

○商工労働観光課長（井出俊博君） 休止届の内容では、平成22年の異常気象によりまして、農事組合法人北拓のほうから大根等、生産物を生産していただいているところから原材料を入れまして操業をしているというような中身なんですけど、平成22年の生産物が天候異常の関係で十分な生産量に至らなかった。そういうことで、それが原因で原材料を市場から入れなければならなくなり、その原料を市場から入れることによって高値の原材料を仕入れなければならない、そういったことで資金繰りに困ったというような中身がこの件の主な原因、要因というふうに考えております。

○委員長（粥川 章君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 通常ですと、農産物は豊作、凶作いろいろあるんだというふうに思いますけれども、生産量が少なくて外部から仕入れたことで経営が行き詰まったということでありませうけれども、これは例えば数年間この原因が続いているということであれば、それもわからんわけではないですけれども、単年度で外部から仕入れたものが、原料が高騰したので継続が困難になったというのは、ちょっと理解に苦しみますけれども、この辺はどう捉えているんでしょうか。

○委員長（粥川 章君） 井出課長。

○商工労働観光課長（井出俊博君） 先ほども御説明をさせていただいたところですが、まずこの条例に基づく補助金を受けるに当たっては、事業計画書等々を提出していただいております。その事業計画書の中身では、過去5年間の売上高等については、徐々になんですけれども、売上高が伸びてきているというような状況にありました。この計画書を提出するに当たっては、直近の収支状況等々も提出することになっておりますので、それらを見ても単年度収支では黒字になっているというふうな状況にあったものですから、この時点では1年でというようなことはあろうかと思いますが、そこまでちょっと予測はできなかったというのが現状だというふうに思います。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 端的に言えば設備投資が過大であったのではないのでしょうか。これは実態はわかりませんが、そういう意味では非常に経営上、設備投資が大きいと、いわゆる最初の投資が大きいと当然ランニングコストへも影響しますから、これは経営を圧迫するというのはあるんだというふうに思いますけれども、この見解はいいです。

それで、例えばこの条例に基づいて補助金を交付したと。これは先ほども触れました税金であります。これはもう少し審査を厳しくやってほしかったなという思いはいたします。

もう一つ、例えば固定資産税等々の絡みについては、この工場に対する税金の賦課についてはどういう実態になっているのでしょうか。

○委員長（粥川 章君） 井出課長。

○商工労働観光課長（井出俊博君） お答えいたします。

まず、税金の関係ですけれども、税金もこの企業立地促進条例で3年間の免除というようなことになっておりましたので、この期間中については免除というような形になっております。

それから、審査の関係ですけれども、委員御指摘のとおり、もう少し慎重にという御意見、十分おっしゃるとおりだというふうに考えております。今後こういうような企業立地の補助金等々の申請があれば、十分審査をしながら決定をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） この工場については私どもも非常に期待をしていたところであります。それから、地域にとっても雇用の拡大も図れますし、そういう意味では順調な操業を期待していたわけですけれども、非常に残念なことであります。そういう意味で、今後、慎重にしっかり向き合って、税金を投入するわけですから、このことがないような、そんな対応をお願いをしたいということを申し上げて、この点の質問を終わります。

○委員長（粥川 章君） 他に発言ございませんか。井上久嗣委員。

○委員（井上久嗣君） 大西委員の今の御質問について、若干1点だけ確認をさせていただきたいと思えます。

これは平成22年に先ほど御説明ありましたとおりに操業休止届ということで、時効5年間ということになると、27年ということですが、この25年度で不納欠損に処理したという流れについてちょっともう少し詳しく御説明いただきたいと思えます。

○委員長（粥川 章君） 井出課長。

○商工労働観光課長（井出俊博君） お答えいたします。

平成23年7月に事務所等閉鎖をいたしまして、その後、平成24年には破産手続が開始されております。その破産手続が開始されて、第1回目が10月なんですけれども、債権者集会が開催され、その後4回にわたって債権者集会が行われております。平成25年7月31日をもちまして全ての清算等が終わりまして、破産手続が終結しまして、裁判所から終結の通知が来て全て終了というような形になっております。

その終了をもちまして、法人につきましては、清算が終了すれば法人格が消滅するというような形になります。法人格が消滅することになりますと、当然その部分の債務についても自動的に消滅するというような形になりますので、これらに基づきまして不納欠損の処理をしたというような形でございます。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 次に、歳出に入ります。

第1款議会費については通告がありませんでしたので、次に移ります。

第2款総務費の質疑に入ります。

第1項総務管理費について御発言ございませんか。大西 陽委員。

○委員（大西 陽君） 総務費の総務管理費についてお伺いをしたいと思います。

バランスシートについてお伺いしたいと思いますけれども、私ごとでありますけれども、企業会計によって財務管理をしている団体に長くかかわっておりましたので、内容についてはひょっとしたら少しかみ合わない点もあるかもしれませんけれども、その辺は丁寧な対応をお願いしたいとあらかじめお願いをしたいというふうに思います。

バランスシートというのは、言うまでもなく借り方と貸し方、左右がつり合っているということから、ラテン語の語源でてんびんを意味しているというふうに言われております。企業会計においては、同時に作成される事業年度ごとの収支状況をあらわすいわゆる損益計算書とともに、経営状況に関する情報を提供する手段としては最も効果的な会計方式だというふうに言われております。

そこで、総務省が今後の地方公会計の整備促進として、地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準を設定するという一方で、1つとして発生主義、複式簿記の導入、2つ目としては固定資産台帳の整備、それから3つ目としては比較可能性の確保を促進するとして、本年の4月に統一的な基準を公表しております。平成27年、明年の1月に各地方公共団体に要請をして、移行期間をおおむね3年というふうに言っておりますけれども、統一的な基準によって財務書類の作成をすることにしているということでもあります。

本市ではいち早く資料もいただいておりますけれども、平成22年度から資産台帳の整備に着手をして、基準戻りによって貸借対照表、それから行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4表を作成して、本市が所有する全ての資産と負債状況や行政コストを把握して、今後、決算分析や予算編成の活用を考えているということになっております。

そこで、バランスシートと行政コスト計算書を作成する上で基本的な事項についてお伺いをしたいというふうに思います。

まず、バランスシートでありますけれども、1つ目としては、有形・無形固定資産の計上の関係、資産の評価方法は取得原価あるいは時価どちらかということと、例えば現物で寄附採納が市に対してあったときの考え方、この取り扱い。それから、資料を見ますと、各資産総額表示をされておりますけれども、その具体的な内訳の額を注釈等で、あるいは別冊で区分ごとに表示することも必要ではないかというふうに思います。

それから、2つ目として、減価償却費の計上の考え方。償却方法については定率法と定額法があるわけですが、どちらを採用しているのか。あるいは耐用年数の定め方はどう対応しているのか。いわゆる耐用年数が長いと減価償却費が当然でありますけれども少なくなるわ

けですから、結果的に資産を過大に見積もることになるということでもありますから、これは適正な計上が必要だというふうに思います。それから、最終的な残存価格、耐用年数が終わったときの残存価格についてはどう捉えているのか。

それから、3番目に、退職給与引当金の考え方。計上方法については、一般企業では原則法、あるいは簡便法と2種類あるわけですがけれども、どちらを採用しているのか。あるいは全く違う計上方法をとっているのか。それから、もう1つは要支給額に対する、例えば年度末で職員が全員退職したときに幾ら退職金が必要なのか。要支給額に対する充足率、しっかり支給ができる体制にあるのかどうかということ。

それから、4つ目に、未収金、未払い金の計上の考え方。例えば先ほどもありましたけれども、市税や料金等の収入未済額や継続費、あるいは繰越明許費、それから数年にわたって計画する債務負担行為、これの扱いについてどう捉えているのか。

それから、5つ目が貸倒引当金の計上の考え方。例えば先ほども市税のところでも触れましたけれども、毎年収納ができないことが確実になった場合は不納欠損処理をするわけですがけれども、それに備える引当金の考え方はどう捉えているのかということ。

それから、6つ目として、連結決算の考え方。本市の場合は外郭団体8会計がございます。これは企業会計も含めて、それから第三セクター、あるいは出資をしている会社等を含めて8会計を連結決算の範囲と捉えております。このうち北海道市町村備荒資金組合、それから北海道後期高齢者医療広域連合、この2つの団体の具体的な内容についてお伺いしたい。

それから、あわせて今備荒資金組合に納付額残高が1億9,700万、今年度末でありますけれども、この納付基準。それとこの組合には資金運用委員会を構成して加入市町村の納付された金額を運用しているというふうに思いますけれども、この全体の資金ボリュームと、あわせて運用するときのいわゆる運用果実、これは年度末でどの程度あるのか。

それから、もう1つ、先ほど言った北海道後期高齢者医療広域連合に対して、今年度2億5,500万を納付金として納めております。この納付基準についてお伺いしたいと。

それから、連結決算の最後ですけれども、外郭団体8会計のうち、この2つの団体が果たして連結決算の範囲に適正なのか、必要なかという考え。本来、連結決算の対象になる団体、会社も含めてですけれども、一般企業会計の中では議決権、出資額で50%を超えるもの、全体の資本の50%を超える出資をしている会社については、いわゆる連結決算の対象として範囲に含むわけですがけれども、果たしてこの2つの団体が連結決算になじむのかどうか。これは国で示した基準があると思いますけれども、この辺についてのお伺いをしたいというふうに思います。私は個人的にはこの2つの団体については、資産表でいう、バランスシートでいう外部出資に属するような気がしてなりません。この辺の見解もあわせてお願いをしたいと思います。

○委員長（粥川 章君） 丸財政課主幹。

○財政課主幹（丸 徹也君） お答えいたします。

まず、資産評価の方法の取得原価か時価かということでのお尋ねでございましたが、こちら

につきましては、取得原価を基本として算定しております。

次に、現物で寄附採納があった場合の考え方というお尋ねでございます。こちらにつきましては、企業会計制度と同様、現物寄附による無償取得の場合等、寄附時点での時価による評価ということで対応させていただいているところでございます。

続きまして、総額表示された額を注釈等で表示すべきではないだろうかというお話でございました。こちらにつきましては、現行の新地方公会計制度におきましては、注記については講じられていることは実はございません。現在も制度における様式のみ公表ということとなっております。この部分では非常にわかりにくいということがございます。そのため、私どもといたしましては、概要版を作成いたしまして、その概要版を年度末をめどにホームページ等で4表とあわせて公表させていただいているところでございます。

ただ、委員おっしゃるように個別施設分類ごとの表示については、今後の統一的な基準の新制度を踏まえまして、注釈等による表示ですとか、更に概要版によりその部分を含めての説明などについては含めて検討してまいりたいと考えております。

次に、減価償却の計上の考え方でございます。償却方法につきましては、定額法を採用させていただいております。また、耐用年数の定め方についてのお尋ねでございますが、こちらにつきましては、財務省令であります減価償却資産の耐用年数などに関する省令における耐用年数表に従って処理をしております。

それから、最終的な残存価格についてのお尋ねでございますが、こちらにつきましては備忘価格を1円と設定させていただいております。

それから、退職給与引当金の計上についてのお尋ねでございます。まず、計上方法は原則法か簡便法かということでお尋ねがございました。こちらにつきましては、簡便法で計上させていただいております。

また、要支給額に対する充足率はどれぐらいであるのかというお尋ねでございました。こちらにつきましては、本市は北海道退職手当組合に加入しておりまして、負担金として普通納付を給与の20%分、こちらのほうがルールなんですけれども、こちらを負担金として支払ってございます。この部分の意味合いでいえば、支払いの充足率という部分では100%という形になります。

しかしながら、勸奨退職ですとか自主退職などによる上積み分というのは必ず出てくるわけでございますが、その部分の差額に対する精算金については、3年に一度精算納付という形で現状処理しております。この部分を3年に一度ということになると高額な部分が想定されるものですから、こちらを事前納付という形で給与の4%分なんです、上積みして積んでいるところではございます。その部分を含めた退職金の累計額と平成25年度末に現職員が全員退職した場合の見込みとの比較でいえば、退職金総額につきましては約33億円、負担金のこれまでの累計額が26億9,000万円ということになりますので、率に換算すると充足率は約82%という形になると思います。

続きまして、未収金、未払い金の計上についてのお尋ねでございました。まず、市税、料金ですとか、あるいは収入未済額、継続費、繰越明許ですとか、そういった取り扱いについての部分でございすけれども、まず収入未済額につきましては、貸借対照表上、税等未収金と未収金で計上しております。また、債務負担行為については、リース債務などについてはその他流動負債、非流動負債に年数に応じて計上しているほか、継続費ですとか繰越明許費、債務負担行為の例えば工事分とか、そういった部分については会計上の発生には該当しないという判断のもと計上はしてございません。

続きまして、貸倒引当金の計上についてのお尋ねでございました。不納欠損処理との関係でございすけれども、こちらにつきましては、不納欠損処理された場合については貸倒引当金から取り崩す形をとっております。こちらの計上の部分については、その過去3カ年の不納欠損の実績に基づいて算定させていただいているところでございす。

以上でございす。

○委員長（粥川 章君） 中館財政課長。

○財政課長（中館圭司君） 私のほうから連結決算の範囲についてお答え申し上げます。

この連結の対象となっている団体といたしまして、1つに北海道市町村備荒資金組合がございす。この組合の目的と申しますのは、災害に備えるために資金を積み立てしたり、その管理運用をしているという団体でございまして、全自治体が加入している一部事務組合でございす。

ここでいわゆる納付金の現在高というのが約1億9,800万あるんですが、この内訳といたしましては、災害のみに使用できる普通納付金1億3,200万円、それ以外の超過納付金が6,600万円という内訳でございまして、その配分金と申しておりますが、利息分が172万3,000円という25年度決算の数字でございす。そこで、この備荒資金組合自体の運用実績ということですが、これは私どものほうで報告いただいている範囲であります。運用資金全体としては819億、それに対しての運用益は7億3,000万というような報告を受けております。

それから、もう1つに北海道後期高齢者医療広域連合、これは主に75歳以上の高齢者の医療保険の団体でございす。この団体の目的といたしましては、高齢者と若い世代の負担を明確化するという目的もあって設立されたものでありまして、これも全市町村が加入している広域連合でございす。

ここの運営の仕方といいますのは、財源構成で申し上げますと、税金が5割、若い世代の保険料が4割、高齢者の保険料が1割という仕組みでございまして、本市で申し上げますと広域連合のほうに加入者の保険料を納めるという金額が25年度決算ベースで2億5,500万円という実績でございす。

そこで、この連結の対象範囲につきましては、この公会計制度の中で申し上げますと、まず第三セクター等の株式会社等においては、出資比率が50%以上のもの、ただし50%に達してなくても、例えば損失補償のような形で、その経営に主導的に関与している、こういった場合

については連結に含めるといった場合もございます。それ以外に、例えばこの市町村が加盟している一部事務組合、それから広域連合、こういったものについては全て連結に含めるという規定になってございまして、この部分については全道の市町村も同じ取り扱いにしているところでございます。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 先ほど言った退職給与引当金の考え方なんですけれども、簡便法を採用していると。いわゆる充足率が82%であると。まだ不足しているということでもありますから、この辺の考え方はいろいろあるんだというふうに思います。ただ、本市の場合は北海道市町村職員退職手当組合に加盟をして、ある程度そこに納付をして、その中で運用しているということによろしいんですね。そういうことですね。

それで、数字は間違っているかもしれませんが、この組合は道内、市でいえば35なんですか、北海道で5か6合併してますから、35ぐらいですね。そして、この組合は市でいきますと加入が18ですから、51%ぐらいなんですね。この手当組合の加入率がこれは低いと見るのか、普通だと見るかわかりませんが、約半分しか加入をしてないということなんですけれども、この実態というのはほかのことですからわからないかもしれませんが、この辺についての見解をどう捉えているのか。

○委員長（粥川 章君） 中館課長。

○財政課長（中館圭司君） ただいまの加入率の考え方ですけれども、詳細は承知しておりませんが、まず大きな都市については、その都市の中で退職金の引き当てではありませんが、積み立ての中で運用できるということがあると思います。一方、小さい市町村はその年にたまたま退職する方が多いと一時的に非常に財政負担が大きくなる。そういう意味では小規模の市町村は加入している率が高い、大きな都市は低いということが言えると思います。

私どもにおきまして、先ほど申し上げましたが、いわゆる自己都合で退職される方については、この負担金を納めていけば一切追加負担がないということが1点。そういう意味では引き当てと同じような意味合いで言うと、そこの財政負担は平準化できるということがあります。なおかつ、いわゆる定年退職で追加の交付があるといった部分については、これも一遍に払うと非常に負担が大きいことがありますので、事前納付ということで、今で申しますと4%分は事前に納付して、それで足りない分は3年に1回追加、もしくは多過ぎれば還付、こういった形で財政負担の平準化を図っているという実態でございます。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） それでは、2つ目の行政コスト計算書についてお伺いしたい。

この計算書については、内容を見ますといわゆる損益計算書に相当するものだと。そして、その年度の費用等々についてコスト計算をするということでもあります。そこで、この計算書を

作成する上で未収収益、それから前払い費用等の期間損益を把握をするために経過勘定の設定が必要ではないかというふうに思いますけれども、この点についてお伺いしたい。

それから、もう1点、年度末からいわゆる5月30日までの出納閉鎖日まで60日余りありますけれども、この期間算入の考え方、当然事業年度は4月1日から3月末ということになってますから、いわゆる12カ月決算、この2カ月の期間算入の考え方についてお伺いしたい。

○委員長（粥川 章君） 丸主幹。

○財政課主幹（丸 徹也君） お答えいたします。

まず1点目の損益計算書における経過勘定の設定についてであります。こちらにつきましては、一定の契約に従って継続した役務の提供を受けた経費で、事前に前払いとして納付している、例えば本市においては賃借料ですとか、保険料だとかが該当になると思われませんが、こういった部分の対象については、経費自体が総資産に比べ非常に少ないというものと判断いたしまして、計上はしていないところでございます。

また、2点目、年度末からの出納整理期間の算入の考え方についてであります。新地方公会計制度におきましては、本来3月末で区切るべきであるということではあるんですけども、官公庁会計の独自の制度であります出納整理期間の取り扱いにつきましては、期間算入をしない場合、未払い金を集計するといった事務の煩雑さが非常に生じるということから、出納整理期間での収入、支出については、期内での算入をするという形で統一が図られているところでございます。

なお、この考え方につきましては、今後統一的な基準という形で総務省のほうから示されている制度についても同様の見解でございます。

以上でございます。

○委員長（粥川 章君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 最後でありますけれども、27年、来年の1月から移行期間3年ということで総務省で定めますけれども、本市についてはこの移行期間の前に、既に一部つくっておりますけれども、最終的なバランスシートができ上がるのかどうかという点と、もう1つ、いわゆる今の会計、単式でやっておりますけれども、並行してやるのかどうか、その辺確認だけしたいと。

○委員長（粥川 章君） 中館課長。

○財政課長（中館圭司君） 委員からお話ありましたとおり、この公会計制度、新しい制度自体は来年1月に詳細な新しいやり方が示されるということでありまして、それに合わせて本市においてもバランスシートを作成していくという考えであります。今までは3つの方式が並列しているような形で、それぞれ市町村の判断によって作定するというものでありますので、今回新たに示される方針は、私どもが採用していた、基準モデルと言っておりますが、それに非常に似通っている。そういうことからいうと、移行は比較的容易ではないかというふうに思っておりますので、3年を待たずして、できれば早く新制度の考え方に沿ったバランスシート作成を行っていきたいということを考えております。

それから、もう1つには、現行の勘定会計、いわゆる現金主義につきましては、やはり継続して行っていくことになると思います。私も自治体の予算といいますのは、市民の代表たる議会の議決を得て執行するという意味合いでいきますと、いわゆる企業のバランスシート等と比べますと、非常にわかりやすさという点、それからどこに幾らお金を使うかといった事前統制、いわゆる財政民主主義と言っておりますが、それをきちっと事前に統制するという意味合いでは、非常になじみやすいということがありますので、今の国の考え方からしても、今回の公会計制度は現行の勘定会計を補完するものだという位置づけにしておりますので、現段階ではその制度自体並行して実施していくということになるかと思えます。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 企業会計の中でキャッシュフロー計算書というのはつくるんですけども、これはこの4表の中の資金収支計算書、これがキャッシュフロー計算書になるということでしょうか。

○委員長（粥川 章君） 中舘課長。

○財政課長（中舘圭司君） 今、現行の4表の中では資金収支計算書がそれに合致いたします。

○委員長（粥川 章君） 他に発言ございませんか。渡辺英次委員。

○委員（渡辺英次君） それでは、私のほうから広報広聴活動事業費ということで、その中から幾つか質問させていただきたいと思えます。

まず、不用額調のほうを見ますと、広報広聴活動費の中で91万2,036円が不用額ということになっております。そのうち需用費ということで52万1,074円、これは印刷製本費の減ということで記載されておりますが、その他の部分の不用額を、まずどういったものがあるのかお知らせください。

○委員長（粥川 章君） 玉田秘書広報課主査。

○秘書広報課主査（玉田 悟君） お答えいたします。

広報広聴活動費の不用額、総額91万2,036円のうち、ただいま委員のお話にありました印刷製本費の不用額52万1,074円を除く約39万円の内訳についてであります。まず役務費では、市長への手紙の受取人払いの件数が少なかったことなどにより、5万3,480円の不用額が生じております。次に、委託料では市のホームページにおいて、障害者や高齢者でも使いやすいホームページを目指して、平成25年度に音声読み上げ機能を導入いたしました。そのシステム保守委託料について、市の情報管理に関する事業の一環として情報管理事業費から支出したことにより、本事業からの支出がなく、広報紙を自治会まで配送する委託料の不用額5,240円を合わせまして19万4,240円の不用額となったところで。

次に、使用料及び賃借料では、庁内の印刷機による市民の声ボックスの投稿用紙の印刷を行わなかったため、3万1,834円の不用額が生じております。

次に、備品購入費はカメラやビデオを購入した際、見積もり価格が予定価格を下回ったこと

により11万1,408円の不用額となっております。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） 今の中でちょっと1点お伺いしたいんですけれども、その音声読み上げシステムということで、これは別なほうの予算ですね、情報管理のほうから支出しているということなんですけれども、これ実際ホームページを拝見してみました。そして、一応その各ボタンがついて、そこを押すことによって音声で情報を流してもらえるとということなんですけれども、この部分について、使われている方からの意見として、何か使いづらいとか、エラーが出るとか、そういったものってございましたか。

○委員長（粥川 章君） 中峰総務部次長。

○総務部次長（中峰寿彰君） お答えをいたします。

今お話のございましたホームページ上での音声読み上げの関係ですけれども、これは幾つかのメーカーといいますか、システム会社がありまして、幾つかのパターンがありますが、今回私ども採用いたしました会社のものにつきましては、今あるホームページ、これは構成が一般的にCMSと言われるシステムでつくられているホームページなんですけれども、現状の本市のシステムにも対応して、比較的安価であるということで導入をしたところです。それで、運用を開始した後に、私どもも一部テストをしたりしてます。実際に詳細のモニタリングといいますか、聞き取りはしていないところではありますけれども、現状において特にふぐあいがあるですとか、使いづらいというようなお声はお聞きしていないところであります。

なお、例えば議会のほうのページなどでもありますけれども、特に議員さんのお名前ですとか、そういった部分については標準の読み上げでは対応しない部分、こちらについては適宜正しい読み方ということで、これは議会事務局と調整しながら入力しているようなことで、現状においては特に不便だといった声はお聞きをしていないところであります。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） ありがとうございます。わかりました。

それと、その中で、市長への手紙ということと同様に、市民の声ボックスというものが今設置されておりますが、平成22年からの件数、これ実績ですけれども、それを見ますと、平成22年で116件、市民の声ボックスのほうですね。それで、平成23年が70、そして平成24年が47通、そして25年度94件ということで、結構市民の方からこういった箱の中に直接声が来ているということで、市民参画という意味では非常にすばらしいことだなと思っているんですけれども、これですね、何点かは市の広報紙のほうに掲載されておるので、どういったことがあったのかというのはわかるんですけれども、この件数からして、ほかにどのような声が多かったのかとか、そのうちあと要望、その声の要望を反映できたといったような例というんですかね、そういうのがあればお知らせいただきたいと思います。

○委員長（粥川 章君） 大橋秘書広報課主幹。

○秘書広報課主幹（大橋雅民君） お答えいたします。

25年度中の市民の声は、要望52件、意見・提言8件、苦情24件、その他10件、計94件となっております。提出された市民の声の内容の主な担当課としては、日向温泉を含む畜産林務課に関するもの21件、サンライズホールを含む地域教育課に関するもの19件、市立病院に関するもの16件、翠月を含む商工労働観光課に関するもの10件、スポーツ課に関するもの7件となっております。

主な意見としては、観光集客施設においては、食事、入浴施設について改善を求める意見、イベントとしてアイドルのコンサート開催を求める子供たちの意見、スキー場リフトの改修を求める意見、職員の接遇に関する意見など多くの方から多岐にわたる意見が寄せられているところであります。

市民の声の処理については、いただいた市民の声は全て市長が目を通して、それぞれ担当課で回答案を作成し、市長の決裁を受けた後、住所、氏名の記入がある方については担当課で連絡を取り、お会いして説明することを基本として取り扱っているところであります。また、住所、氏名の記載がない声についても、担当課で対応を検討し、市長決裁を受け、処理しております。昨年いただいた全94件の市民の声に対し、42件については要望の反映、苦情の対応を行っておりますが、52件については対応には至りませんでした。

そこで、42件の要望等を反映したのものとしては、ふどうパークゴルフ場の券売機のわかりにくさを解消する要望に対し、看板の設置を行った例や市立病院の休憩所に時計の表示を求める要望に対し、時計を設置した例、朝日地区において、危険防止のため天塩川と市営住宅の間にさくの設置を求める要望に対し、関係機関と協議し、侵入防止のためのチェーンを設置していただいた例などがあり、大きな予算を必要とせず、できる改善については随時行っているところであります。また、いただいた意見が施設やサービスなどに関する苦情の場合は、該当する部署や施設、指定管理の場合は指定管理者に連絡し、それぞれ速やかな対応を行っているところであります。

対応に至らなかった52件の意見の中には、市立病院での産婦人科の再開を求める要望など、医師不足の現状では困難なものや、日向スキー場のリフト改修要望など、今後総合計画に基づいて実施する予定のある事業、またアイドルのコンサート開催を求める意見など、すぐに要望を反映することが難しい事業がありました。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） ありがとうございます。

実質その94件のうち半数ぐらいはいろいろ着手できたという部分では非常に評価できるものかなと思います。それで、先ほどもお話ししたとおり、広報紙に載っている市民からの声というのは本当に一部という部分があるので、いろいろな諸事情がありますので、例えばボックス

に入れてくれた方も、当然匿名でという方も多数いらっしゃると思いますし、例えばこういう意見があったということをお話しないでほしいということもあろうかとは思いますが、少しでも多くの意見を、この件数がありますので、もうちょっと市民に伝えていくことが、今後更に市民が市民の声ボックスを使うことにつながっていくのではないのかなと考えるんですけれども、その辺の公表といいますか、そういう部分に関して、例えばホームページを使って多く出していけないとか、その辺の検討はされているのか、もしくはどのような見解でしょうか。

○委員長（粥川 章君） 東川秘書広報課長。

○秘書広報課長（東川晃宏君） 市民の声の公表の考え方についてですけれども、これまでも市民の声ボックスや市長への手紙に寄せられた御意見等につきましては、不定期ではありますが、各家庭に配布される広報しべつに掲載し、公表してまいりました。今後もこの取り組みは継続させつつ、いただいた意見の数や種類等についても、今後はホームページや広報のほうで公表するようにしていきたいと考えています。

また、委員からもお話のありましたように、ホームページの公表ということに関しましては、公表を希望しない意見や、個人が特定されるもの、そのほかに誹謗中傷の意見なども寄せられておりますので、公表を可とした意見の全てを公表するということにはならないとは思いますが、まちづくり基本条例の基本原則に沿いまして、市民への積極的な情報提供を進めるため、今後は可能な範囲でホームページへの掲載を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） 私たちも一応議員という立場で、市民と行政をつなぐという立場で活動しているんですけれども、市民からはこういったものがどんどん要望が通っていくようになると議会も要らないんじゃないかとたまに冗談も言われるんですけれども、本当に市民の方が直接行政に提言していける有効な場だと思いますので、更に広報広聴活動全般として、いろいろ私どもも提言しながらまちづくりをやっていければいいと考えております。ありがとうございます。この質問は終わります。

○委員長（粥川 章君） ここで昼食を含め午後1時30分まで休憩いたします。

(午前 1 時 4 5 分休憩)

(午後 1 時 3 0 分再開)

○委員長（粥川 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務管理費の質疑を続行いたします。渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） 総務費の中のバスの委託料について質問させていただきたいと思います。

まず、バスに関しては、委託料という形で出しているものと補助金があるんですけども、まず委託料の部分で平成22年から25年までの間の委託料の推移をお知らせください。

○委員長（粥川 章君） 久光企画課主査。

○企画課主査（久光 徹君） お答えいたします。

市の委託料につきましては、武徳線の地域内フィーダー系統運行委託、中多寄線及び温根別線の市町村生活バス路線運行委託、川西・南沢線の予約制乗合バス運行委託がございます。委託料の支出額、総額としましては、22年度が2,591万8,000円、23年度は2,387万3,000円、24年度は2,138万5,000円、25年度が2,208万8,000円となっております。

なお、市内循環バス路線や川南・大和線などの準生活バス路線に対する補助金もございまして、25年度では850万円を支出しております。25年度の委託料、補助金の総額といたしましては3,058万8,000円となっております。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） ありがとうございます。

それで、例年委託料の部分で言うと2,000万円以上の額が委託料という形で支給されているわけですけども、この予算に関しては当初予算ではなくて、補正という形で第4定例会のあたりに例年補正されるんですけども、その時期で補正をつけて予算づけされるといった部分のその理由をお聞かせください。

○委員長（粥川 章君） 久光主査。

○企画課主査（久光 徹君） お答えいたします。

バス事業年度は10月から9月までを期間としておりまして、それぞれ国費や道費が充当されます地域内フィーダー系統運行や市町村生活バス路線運行について、国及び道の交付要綱においても、この期間の運行を基本に算定することが定められております。このため、市の補助金及び委託料につきましても、これに合わせて算定することになりまして、9月末時点での実績をもって委託料等が確定することから、その後の議会において補正予算として措置しているところでございます。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） バス事業ということで、その年度別が9月いっぱい年度が変わるということは理解できました。それで、この委託料に関しては、市が9割、道のほうから1割という形になっていると思うんですけども、これですね、算定基準の期間はわかったんですけども、暫定的といいますか、概算といいますか、例えばもう例年ずっとこのぐらいの額はいつているよという部分があるので、例えばその部分を恐らくその企業のほうの会計も4月1日からとか、そういった形でスタートしている場合が多いと思うんですけども、そういうのに充当できるように、例えば市から概算といいますか、そういう形で前払い金みたいな形で出すとい

うことは、実際これは可能なのか、可能じゃないのか、その辺の考え方をお聞かせください。

○委員長（粥川 章君） 中峰総務部次長。

○総務部次長（中峰寿彰君） お答えいたします。

現状におきましては、今担当主査から申し上げたとおり、国等の要綱等にも基づく分がありますので、あくまで額が確定してということで措置させていただきますことから、現状においては9月末を経た後に補助金、委託料についてはそれ以降でなければならないと。ただ、かつて事業者さんのほうから、いろんな資金上の都合もあって、12月よりもう少し早くというようなお話もありまして、補正時期を9月の時点で一定程度見込みでということもございましたが、現状においては基本的に確定してからということで取り扱うことで動いております。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 他に発言ございませんか。国忠崇史委員。

○委員（国忠崇史君） 今、渡辺委員のほうで質問された中で、答弁でいわゆる市内バスですね、市内生活交通路線運行費補助金と言いまして、要はハイブリッドなんか走っている市内循環バス等について補助金が850万円だったという説明がありました。

それで、ここ数年の推移を調べてみると、この補助金というのは大体600万から700万の間だったんですね。昨年度のみこういうふうに市内循環線についてはその限度額いっぱい補助しているというのは、一因としては士別軌道さんの赤字が膨らんでいるということがあるんですけども、これについて要因については、バス会社からどんなふうに聞いてますか。

○委員長（粥川 章君） 久光主査。

○企画課主査（久光 徹君） お答えいたします。

市内循環バスの赤字額につきましては、燃料高騰などによる経常費用単価が増加するとともに、経常収入につきましても、利用者の減少により減となっているのが主たる変動理由であるということで士別軌道からお伺いしております。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 燃料高騰、これは確かにそのとおりだと思います。利用者の減ということについて、士別市としてはいろんな補助制度をつくっていると。だから、バスの運行自体にも補助するし、また利用者の運賃にもいろいろ助成してますよね。なかんずく小・中学生については、この数年間いろんな社会実験という名目もありますけれども、いろんな補助制度をやっていると。前は9月にバスウィークということで、この1週間は無料ですよというようなことをやっていたんですけども、だんだん発展してきて、子ども議会での要望も受けて、例えば郊外線と言って、朝日から士別に來る乗車運賃については半額にしようというようなことをやった年度もあった。そして、昨年度の決算ですから、昨年度については、小・中学生について夏休み、冬休み期間についてだけ全路線運賃無料ということをしています。この運賃無料の1年間の実験についての総括をいただきたいんですけども、よろしく願います。

○委員長（粥川 章君） 久光主査。

○企画課主査（久光 徹君） お答えいたします。

士別市地域公共交通活性化協議会の事業といたしまして、平成25年度は夏休み及び冬休み期間を対象としまして、小・中学生のバス料金を全路線半額とする実証実験を実施しております。この実証実験の結果といたしましては、夏休み期間に延べ122名、冬休み期間中には延べ209名の利用があったところございまして、市内中心部や乗車料金が高額となる朝日地区における利用割合が高いなど、バス利用の実態が見えてきたところでございます。

市といたしましても、これまでの実証実験を踏まえまして、小・中学生がバスを利用することによって活動範囲を拡大し、社会性や自主的活動を育むとともに、路線バスに対する理解と利用促進を図ることが必要であると考えまして、今年度からは市の事業といたしまして、小・中学生が市内の全路線を半額で乗車できる助成事業を通年で実施しているところでございます。以上です。

○委員長（粥川 章君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 済みません。昨年度運賃無料ではなくて、運賃半額でした。訂正いたします。

その事業が夏休みが122名利用、冬休みが209名利用ということで、定例会の中では、要は例えば朝日方面から士別の町なかに来る子供以外に、この士別の町なかから例えば朝日のスキー場に行ってスキーをやるに当たって、親に送ってもらうんじゃなくて、バスを使うように誘導したらどうかというような提言も私はしてきたわけです。

次にちょっと聞きますけれども、この運賃の補助ですね、これは小・中学生と、それから前ちょっとどこに境目をつくるかで問題になりましたけれども、高校生の通学なんかにもバスの助成をする。あるいは74歳以上の高齢者についてはバス乗車証を配るというふうに、小・中・高生と高齢者については運賃の補助がされていると。それで、運賃の補助がない世代というのを見ると、前問題にした未就学児の補助がないんですけれども、もう1つはやっぱり現役世代の補助がないと思うんですよね。

やはり現役の私らみたいな30代、40代、50代の人を利用するときに、別に助成しろと言うんじゃないんですけれども、利用促進策として、やっぱりバスが循環している沿線の事業所の協力もこれから必要になってくるんじゃないだろうかというふうに思うんですけれども、その点について何かお考えはないでしょうか。

○委員長（粥川 章君） 佐藤企画課主幹。

○企画課主幹（佐藤義弘君） お答えいたします。

公共交通の維持確保に当たりましては、年代や地域によって異なる多種多様なニーズがある中で、利便性や採算性ととも負担の公平性などの総合的な視点での検討が必要になってまいります。今お話のありました市内循環路線バスにおける通勤や通学などへの助成につきましては、バスの利用促進のための手だてとしては一定の効果があるものと想定されますが、財政負

担を伴うものであり、また負担の公平性にも配慮を要することから、慎重な検討が必要と考えるところです。したがって、さまざまな利用促進策なども含め、地域公共交通活性化協議会における検討、協議を進める中で、引き続き利便性が高く、効率的で持続可能な公共交通体系の確立に向けて努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 最近、北海道の中でも十勝バスという帯広のバス会社が非常に戸別訪問までしてみんなに利用を呼びかけて、補助金を含んでですけども、黒字に転換したというニュースが断続的に出てますけれども、やっぱりその沿線の事業所の協力というのは絶対に必要なんですよね。それで、確かに現役世代の私たちみたいな世代にバス運賃を助成するというのは現実的じゃないんだけど、先ほど答弁でコストがというふうにおっしゃったんですけども、例えばバスの利用を促進したら、職員の駐車場を整備するコストは低くなると考えられるわけですよね。だから、幾らか事業所のほうで職員に優遇して、バスを使った人にはちょっとこういう優遇もあるよということで、そのかわり駐車場の整備については少し広くしなくてもオーケーになると。やっぱりそういう効果もあると思うんですよね。

それは1つ言っておきますけれども、それからもう1つ、特に中学生の通学について思うことなんですけれども、例えばきのう、11月4日は非常に風と雪が強くて、中学校の前というのは朝、保護者がすごい送迎するわけですよね。もうきのうの朝なんか、本当に中学校の前に保護者の車がずらっと並ぶと。学校の先生はそうやって送迎してくれるのはいいいんだけど、学校の中に入らないでくれと。中に入ったら車を転回させるのも大変なので、あくまでも学校の前の路上でおろしてくれと言うんですけれども、やっぱり利用促進策って考えた場合に、そういうスポットでの利用というか、保護者がそれこそガソリン代使って送迎するのもいいけれども、こういう使い方もあるよと。

例えば、市内循環バスで東丘2丁目を7時45分に出ると。そうしたら、南中の前に7時51分に着くんですよね。そういう利用方法もあると。なおかつ今年度は半額券を出しているわけだから、中学生幾らで行けるかと言ったら、80円で行けるんですよね。また、土別中学校の場合を考えてみると、桜丘に住んでいると。そういう場合7時56分に桜丘のバス停を出ると、東4条北6丁目、商店があるところですね、東4条北6丁目の土中の最寄りのバス停の8時03分に着くと。そういうような利用方法もあるよと言っていかないと、利用促進されないと思うんですよね。

やっぱりこうして質問したときに、利用者が減ったから限度額いっぱいまで補助金出したんだと、そういう返答でいつまでも終わらないためにも、何とか利用促進策を考えられる範囲では考えていくべきだと思うんですよね。そういった中学生の例えばそういうスポット利用について、これから何かお考えとか、ちょっと庁内で話していることとかございませんか。

○委員長（粥川 章君） 中峰次長。

○総務部次長（中峰寿彰君） お答えいたします。

今お話ありましたように、中学生が通学でということでありますけれども、基本的には遠距離通学に該当するようなお子さんについてはバス、あるいは郊外部におきましては、バスのないところについてはタクシー等々ということで、これは教育委員会サイドになりますけれども、基本的な通学に必要な足が、そういう公共の交通が必要な場合は、そういった対応もしているところであります。郊外部におきましても、一定の距離以下のところにお住まいのお子さんたちは、徒歩あるいは自転車等々ということでの通学ということが基本になっておりますので、今お話あった部分というのは、少し現状においてはバスの利用と絡めながらということは別な議論で考えなければならないのかと思っています。

ただ、一方で利用促進をどうしていくのかという部分につきましては、先ほど十勝バスの例もありましたが、これは事業者さんがどういった形で取り組むのかということもございませけれども、私ども地域公共交通活性化協議会ということで、先ほど申し上げたように、利便性が高く効率的で持続可能なという公共交通を目指すということもありますので、そういった視点ではまた引き続きどういった利用促進策があるのか検討をしてみたいと考えております。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 今もたまたま文化センターでコンサートがあるらしくて、例えば市役所の駐車場が満杯になってますけれども、市民の中によく市役所の駐車場が狭いから、あの芝生の部分をつぶして駐車場をもっと広げろと言う人もいらっしゃるんですけども、やっぱり例えば市役所に来庁するにも、バス停が近くにあるから、こういうふうに来てくれと。そういう促進策をしていくのも大事だし、そのことによって駐車場を整備するコストはなくなるわけですから、ぜひ心していただきたいと思います。

最後に、付随してなんですけれども、最近、以前話題にした日野RCというバスですね、32年ほど前に製造されたバスをバス会社のほうでレトロ的な昔の塗装にしまして走らせてまして、そのモノコックバスが全国で人気が出ていると。それこそ全国からバスマニアが来て撮影したり、この前は乗車ツアーを企画されてました。

しかし、その一方で私たちの士別市民、地元での認知とか、地元でそのモノコックバスに乗ろうという機運についてはまだまだだと思えますよね。このバスマニアと士別市民とのギャップというのをどう解消していくか、最後にお聞かせください。

○委員長（粥川 章君） 久光主査。

○企画課主査（久光 徹君） お答えいたします。

本年10月、バス専門雑誌社の主催によりまして、士別軌道所有のモノコックバスに乗車しまして、本市及び近隣を周遊するツアーが実施され、全国各地から二十数名の方が参加しまして好評を得たと聞き及んでいるところでございます。バス車両に詳しく関心が高い方にとりまして、このモノコックバスが魅力的なものであるということが認識できたところでございます。

一方、本市においても25年度には地域公共交通活性化協議会の主催によりまして、バスの日イベントとしまして、バス見学写真撮影会を開催しまして、モノコックバスを含めました複数車両を見学いただくほか、運転席での写真撮影など幼児を中心にバスに親しんでもらう機会を設けたところでございます。

また、本年度におきましては、勤労者センターで開催されましたまなびとくらしのフェスティバルにおきまして、モノコックバスやハイブリッドバスの車両展示のほか、過去に実際に使用していた時刻表や切符の展示、昭和時代のバスの写真展示などを行いまして、幼児から高齢者の方までさまざまな年代の多くの方に見学いただいたところでございます。

このような取り組みによりまして、ふだんバスを利用されない方にもバスに親しむ機会を設け、公共交通機関としてのバスについて、より身近な存在として関心を持っていただくことや、利用促進に向けたキャンペーンなどにもつないでいくことが重要と考えております。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 他に御発言ございませんか。渡辺英次委員。

○委員（渡辺英次君） 次に、人材育成交流推進事業について幾つか質問したいと思います。

まずは、この事業に対する実績ということで、平成22年度から25年度までの実績をお知らせください。

○委員長（粥川 章君） 坂本企画課主査。

○企画課主査（坂本洋紅君） お答えいたします。

人材育成交流推進事業補助金の実績としましては、平成22年度以降では毎年5件ほどの利用があったところです。このうち交流推進事業補助金につきましては、友好都市みよし市との交流として、少年野球や少年サッカーを通した子供たちの交流事業のほか、老人クラブや商工会議所、商工会の相互交流など幅広く活用されています。また、姉妹都市ゴールバーン・マルワリー市への高校生短期留学研修でも利用されているところです。このほか平成25年度においては、福島県川内村で開催された川内復興祭への参加についても対象としたところであります。

また、人材育成事業補助金につきましては、交流推進事業に比べて利用件数は少ないものの、ボランティア活動に関する調査研究や地元の文化を再確認する活動など、本市のまちづくりに欠かすことのできない人材の育成と調査研究活動に有効に活用されているところです。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） ありがとうございます。

それで、私のほうも資料をいただきまして、平成22年度からの利用実績のほうをちょっと確認させていただいたんですが、それで、25年度に関しては当初予算で357万1,000円ついていたところ、不用額ということで219万1,000円、半ば、半分以上が不用額になったということで、なぜ今年は不用額が多かったのかなということをいろいろ考えていたんですけども、まず実質こういった事業があるという周知の部分がしっかりされてなかったのじゃないのかなと感じ

る部分がある一方、利用実績を見ますと、今答弁いただいたみよし市との少年野球交流であるとか、サッカーであるとか、あとはゴールバーンの関係ですね、そういった形の補助に関しては例年使われているような部分あるんですけども、そのほかに24年度で言うと、実質いわば市が間接的にかかわりのない本当の個人の団体の方も利用されている実績があるんですけども、25年度はそういった実績もないということで、そういうことを考えていると、規則のほうにも書いてありますけれども、1回目に関しては通常その半分、2分の1の補助があるという形がありまして、2回目以降は一度使うと10年間の登録ということで算定しますので、2回目以降は4分の1以内ということで補助額も減るわけですね。そして、3回目以降に関しては、基本的には補助の対象外。例えば子供を引率して行く場合の引率者は対象にはなりませんけれども、それ以外は対象にならないよということで、こういった規則の部分も含めて、実際にその団体の方が利用しやすいものになっているのかどうかということも含めて、この事業についての総括をお願いしたいと思います。

○委員長（粥川 章君） 中峰次長。

○総務部次長（中峰寿彰君） お答えいたします。

まず1点目にお話のございました不用額の発生について、周知不足があるのではないかとということでございます。この事業につきましては、広報あるいはホームページ等々を通じながら、できるだけお知らせをするとともに、これまで各団体などから相談があったときには、こういった事業もありますよというようなことでお知らせをしています。この点については、また引き続き何らかの周知に努めていきたいというところであります。

その一方で、新規事業を含めての活用、これも今の答弁させていただいた内容と同じになるかもしれませんが、野球、サッカー、ゴールバーン、こういった関係については、確かに毎年、あるいはゴールバーンの高校生派遣については1年おきということになってますので、25年度においては、このゴールバーン・マルワリーへの短期留学研修、これは24年、26年という偶数年での派遣になっているところもありまして、25年度実は100万円程度、この事業で隔年使っている部分がなかったので不用額も大きいわけですが、そんな中で活用のしやすさということであります。以前、実は引率等々を含めた対応というところが、一律に1回使ったら10年間使えませんかというようなことがございましたけれども、やはり交流事業は継続性というのも必要であるということで、そういった意味から、現状引率の方については1回きりではなく、継続して適用することができるというふうに改正をして、この間取り扱ってまいりましたし、あわせて中学生、高校生の部分につきましても、これは特に交流事業に関して、みよし、それからゴールバーンというようなことで考えたときに、小学生、中学生の間では1回だけ対象、ただし、また高校生になったら、これは改めてリセットといいますか、その枠でも使えますというようなことで、できるだけ利用できるように努めてきたところです。

ただ一方で、例えば同じ方がいろんな事業を含めて何度も活用される。活用していただけるのはありがたいんですが、現状なかなかまだ活用されてない多くの市民の皆さんもいらっしや

いますので、そういった意味では現状においては、まずは活用いただいた方には一定の期間、少し時間をおいてまた御利用いただくようにしていくことで取り扱ってまいりたいと考えているところです。今年度につきましても、みよし市との交流で活用したいという新たな団体も今相談をいただいて申請の手続きをし、審査会において決定をして交流事業を進められる予定ですので、引き続き周知を図りながら利用促進に努めていく考えでございます。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） ありがとうございます。

26年度、今年度に関しては利用実績というか、利用件数が増えるということで、そういった部分ではいろいろな市民の団体の皆さんが使われるということで非常にいいことかなと思いますので、ぜひとも今後とも、25年度にはちょっと不用額が比率的に高いかなと感じましたので、そういった部分の周知も含めてやっていただければいいと思います。この質問を終わります。ありがとうございます。

次に、新エネルギー導入促進事業について質問させていただきたいと思います。

この事業ですね、決算書によりますと、利用実績の部分が実績がないという形になるのかなと思うんですけども、改めてまずはこの事業の内容の説明をいただきたいと思います。

○委員長（粥川 章君） 久光主査。

○企画課主査（久光 徹君） お答えいたします。

新エネルギー導入促進事業につきましては、新エネルギーの普及促進を目的としまして平成21年度から実施しておりまして、事業としては2種類ございます。

一つは住宅用太陽光発電システムモニター助成事業でございまして、市民が住宅用として太陽光発電システムを設置する場合に、発電システム1キロワット当たりに対して7万円を助成するもので、上限額を21万円としております。こちらにつきましては、本年度からは助成額を1キロワット当たり6万円とし、上限額を24万円と改正しているところでございます。この助成事業の主な要件としましては、市内事業者によってシステムを設置する方、電力会社と電灯契約する方などとしております。

もう一つが木質バイオマス燃料ストーブ導入モニター助成事業でございまして、こちらは市民または市内の事業者が住宅や事業所等に木質バイオマス燃料ストーブを設置する場合に、ストーブ本体価格の2分の1以下の額を助成するものでして、上限額を10万円としております。主な要件としましては、市内の販売業者からストーブを購入される方等としております。

なお、いずれの事業につきましても、助成を受けた方はモニターとして、太陽光発電システムであれば1年間の発電量や売電料など、それぞれの新エネルギー導入による効果について市に情報提供いただくこととしております。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） 25年度は木質バイオマス、太陽光ともに実績がないということで、この点に関してどのように総括されてますか。

○委員長（粥川 章君） 久光主査。

○企画課主査（久光 徹君） 平成25年度に住宅用太陽光発電システム助成事業の利用がなかった理由につきまして、市内事業者にお聞きしたところ、市民からの相談件数は例年と同程度あったものの、26年4月からの消費税増税を控える中で、住宅の外壁改修工事など、まずは居住環境本体の整備を進める方が多かったと。更には、国の電力買い取り価格の減額やイニシャルコストが低下する中で迷う方もいらっしやったというふうにお聞きしております。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） それで、本市におきましては、今お話があった太陽光と木質バイオマスということなんですけれども、私もちょっとこれ、なぜこういう形になるのかなという部分でいろいろお話も聞いてみたんですけども、実質やっぱり今答弁があったような理由もありますし、あと実際工事されると工事にかかる総額が非常に高いものですから、実際この補助の形ではそこまでして使えないというのが現状という部分と、それと、今この事業だけに限らずですけども、エコという部分でちょっと市民の方が今考えているのは、そういう発電するとか、そういった部分もこの補助事業なんですけれども、逆に電気を使わないようにするもの、例えばLEDとかもそうですよね。あと今、例えば温水器でもそうですけれども、いろいろなエコという部分の商品が出ていて、例えば発電するのにそういう工事費をかけて、電気代は自給自足できますよという形と、電気は事業者から買うんですけども、使う量が減るので実際負担にならないとか、いろんな考え方というのが今出てきていると思うんですよ。

そういった部分で、今回は家庭用ということなので、なかなかまだ現実味はないかなとは思いますが、経産省のほうでも再生可能エネルギーということでは、太陽光とかバイオマスのほかに、土別で考えれば水力もそうですし、あとこういう積雪地であれば雪氷熱利用とか、要するに夏場の空調管理を電気を使わないで雪の冷熱を使うとか、いろいろな形があると思うんですけども、まずは実質そういった新しい枠をいきなりつけてほしいという考えはないんですけども、新たな再生エネルギーをここに来て、また改めて行政とあと企業を含めて、そういった部分の研究調査というのをしていくべきではないのかなと考えているんですけども、そういった新たなエネルギーに関しての今現段階での市の考え方をお聞かせください。

○委員長（粥川 章君） 中峰次長。

○総務部次長（中峰寿彰君） お答えいたします。

本市におきましても、地域のエネルギー、新しいエネルギー、再生可能エネルギーを考えていくという意味で、平成20年になりますが、ビジョンということで策定をし、その中では太陽光発電、あるいは木質バイオマスエネルギーのほか、雪氷熱や水力、こういったものも存在をしている中で、その活用の可能性があること、そういったことが一定程度明らかになっており

ます。その一方で、イニシャルコストやランニングコストを含めた費用対効果というところでは、まだまだ課題があるというような側面も明らかになりました。

こういった中で、当面はまず一般家庭向けに考えたときには、やはり現在取り組みを進めています太陽光発電の導入というのが1点。お話ありましたように、確かに節電を含めてLED等々へのということもございますかもしれませんが、新たなエネルギー活用という視点では、一般家庭ではまずは新エネ導入では太陽光かなというふうに思っています。

その一方で、雪氷熱のお話もありましたが、本市においては平成8年になりますけれども、農畜産物加工共同貯蔵施設におきまして、バレイショなどの雪貯蔵ということに取り組んでいる例もありますし、また、民間の事業者さんが木質バイオマスを活用した燃料という取り組みも経過もあります。現在は新たなダムを必要とすることなく、環境負荷が極めて少ない中で、第三の発電所となる朝日水力発電所の建設ということで、市といたしましては地域の皆さんの協力もいただきながら、期成会を設立をして今取り組みを進めておりますので、まずは今この朝日水力発電所の建設に向けて市としては取り組んでいくこと。更に、これ以外の小水力等々の活用も調査研究されていますので、そういった観点で今後も情報収集、そういったことに努めてまいりたいと考えています。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） わかりました。実質この25年度の決算においては利用実績がないということもありますので、その辺、現段階での市の考え方はよくわかりましたが、せっかくのこういう促進事業がありますので、なるべく多くの利用ができるような形の事業になるように、変更したほうが使いやすい部分があるのであれば、その辺も検討していただきながら、こういったすばらしい事業を進めていっていただきたいと思えます。この質問を終わります。

○委員長（粥川 章君） 他に御発言ございませんか。松ヶ平哲幸委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 私は朝日地域交流センター管理運営事業のとりわけ委託料についてお伺いをするところではありますが、その前にこういう宿泊施設、入浴施設、朝日の交流センターだけではなくて、最初でいえばサイクリングターミナル、これは羊と雲の丘観光株式会社が指定管理者となっていますし、翠月についても株式会社翠月が指定管理者となっていますが、翠月にしても、羊と雲の丘にしても、ここは出資団体の報告ということで、毎年議会にも報告があつて、いろいろ私も議会議員のほうでもいろんな意見を出していつているところではありますが、とりわけ出資もしていない指定管理料のみというこの運営方式でいくと、主要成果品にもあるように、利用者数と指定管理料が記載をしてあるだけということになると、どうも同じような施設であつて、例えば翠月あたりは出資団体ではありますけれども、市は出資してはいますが、指定管理料については1円も払っていない施設であつても、あれだけの実績として収支計画や新年度の計画が出される場所でもあります。

それと比較をすると、指定管理料だけで任せている、指定管理をお願いをしているというも

のに限って、この程度でいいのかなというちょっと疑問に思っているところがあります。一定程度行政側と議会側のほうでルールをつくってでも、この指定管理料についての報告なりあってもいいのではないかと。その都度議員が議会のたびに質問するということもあるんですけども、まずこの出資団体の報告と指定管理料のみのこの実績、収支報告ということについてどう考えているか、最初お聞かせをいただきたいと思います。

○委員長（粥川 章君） 鴻野総務課長。

○総務課長（鴻野弘志君） お答えをいたします。

ただいま松ヶ平委員おっしゃられましたように、自治体などが資本金を出しております出資団体などについては、これは地方自治法により事業年度ごとに事業計画及び決算に関する書類を提出しなければならないと定められております。しかしながら、この指定管理あるいは通常補助団体等については、そういったような規定等はないところでございます。しかしながら、今お話のように、今後におきましては必要に応じながら、特に指定管理を受けている団体などについては、指定管理にかかわる業務についての内容ということで、議会にも御相談をしながら資料の提供等についても検討をしてみたいと、このように考えているところでございます。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） ぜひそのような形の中で検討していただきたいと思います。

そこで、朝日地域交流センターについてですが、実は指定管理の実績ということについて、私ども議員としても、議会まで報告がなかったものですから、あえて25年度の実績ということで、士別市朝日地域交流センター特別会計収支決算書というのを事業所をお願いをして、全議員のほうにも今配付をしているところであります。

私もおおむねこの資料をいただいたときに、担当のほうから説明をいただいたわけでありまして、多くの議員が初めて目にするということでもありますから、簡単で結構でございますから、この決算書の内容について説明をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（粥川 章君） 長南朝日総合支所次長。

○朝日総合支所次長（長南広基君） それでは、私のほうから平成25年度の朝日地域交流センターの収支決算書について御説明をさせていただきます。

最初に、ここに書かれております予算額につきましては、これにつきましては平成22年度の11月に朝日商工会から指定管理計画書を提出していただいておりますが、その計画時点での数字を基礎としてここに計上をされております。

それでは、最初に収入の関係でございますが、負担金につきましては、これは士別市からの指定管理料で2,654万7,157円ということになってございます。それから、施設の利用率収入ということで、宿泊料、入浴料、食事代を含めまして4,230万9,230円になってございます。その

他収入につきましては、自動販売機の設置料などで89万7,382円、それから24年度の収支差額、繰越金として29万9,655円、収入の合計につきましては7,005万3,424円ということになってございます。

次に、支出の部でございますが、まず人件費につきましては、これにつきましては朝日商工会が嘱託職員として雇用しておりました支配人の人件費であります。509万1,840円のうち200万円につきましては、備考にも書いてございますが、商工会対応ということで、この200万につきましては平成23年度において支配人が不在となった時期がございます。その期間を朝日商工会の職員がその業務を担当したということで、その充当分でございます。

それから、2番目の業務委託費につきましては、施設運営にかかわるフロント業務、それから調理業務、警備業務、清掃業務、それから食材の仕入れ等の委託料として3,750万円、更に米代も委託料として経理しているため77万4,000円、合計3,827万4,000円となっております。

それから、5番目の役務費の関係ですが、これにつきましてはクリーニング、それから布団乾燥、ごみ処理手数料等合わせまして210万3,319円、更に商工会への経理事務費といたしまして120万円の実績となっております。

それから、18番目の市負担金返還充当金につきましては、先ほどお話ししました平成23年度において発生いたしました収支差額分398万630円の事業運用引当金から支配人不在時期の200万円、更には平成25年度単年度決算では118万1,242円の赤字ということになっておりますので、その分を差し引きまして79万9,389円を市に返還したのとなつてございます。

それから、19番目の収支差額マイナス398万631円の関係でございますが、これにつきましては商工会の経理上、欠損金への対応のために保管しておりました事業運用引当金を今回の収支決算書の支出の部において欠損充当したこととすることを明確にするために、支出の部においてマイナス計上をし、交流センター会計に充て、商工会の会計システム上収支ゼロにするためにこのような決算書の表現となったことと伺っております。

以上、決算書の説明をさせていただきました。

○委員長（粥川 章君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） ちょっと処理の仕方も25年度決算、3年間の期間でということで、今の説明のあった部分でいくと人件費の商工会に払った200万円は、これは23年の分ですよ。そして、23年度、24年度も含めて19番の収支差額というのは398万631円、これは積み立てとして残しておいたという部分ですよ。それで、今回朝日商工会さんが指定管理者から外れるということで、改めて最終年度の決算としてその23年度の支配人が不在していた分の人件費相当する分200万円と、それを398万のうち200万を払って、そして今年1年間が118万1,200円何がしの赤字の分を引いた分の79万9,389円が要は3年間の1期をくりとして見たときの黒字だった部分ということで解釈していいんですかね。

○委員長（粥川 章君） 長南次長。

○朝日総合支所次長（長南広基君） 今お話のありましたとおり、3年間トータルをして約79万

9,000円の黒字だったということになります。

○委員長（粥川 章君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 3年間のトータルで約80万黒字だったということで、相当指定管理側も頑張っていたんだなというふうに思っています。

そこで、この支出の部の2番目の業務委託費ということなんですけれども、今の説明でいくとフロント業務、調理、経理、清掃、食材仕入れ、米代ということになっているんですけれども、この業務委託費というのは商工会からすればどういう業務委託だったのか、ちょっとそこ大分この支出の部分でも3,800万という金額でいくと、約半分以上がこの業務委託費ということでまとめてるんですけれども、この中身についてもう少し詳しく教えていただきたいと思っています。

○委員長（粥川 章君） 長南次長。

○朝日総合支所次長（長南広基君） お答えをいたします。

先ほど委託料で3,750万ということでお話ししましたが、この施設の運営に当たりましては、商工会職員が全体的な指揮命令あるいは監督等総括しながら、委託先と入り込み状況の打ち合わせ等々を行いながら、委託先については先ほど言いましたようにフロント業務、それから調理業務、食材の調達、更には警備業務等の業務を委託しております。それにつきましては、全て商工会の職員のほうからの指示に基づいてやっている状況になっております。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 今のその業務委託ということなんですけれども、士別市は商工会に指定管理者として協定書を結んで委託者として認めています。そのうち、今おっしゃった部分を商工会から別な第三者に委託をしたという内容なんですよね。ちょっと確認なんです。

○委員長（粥川 章君） 長南次長。

○朝日総合支所次長（長南広基君） お答えいたします。

朝日商工会のほうから、そういった業務について民間の会社のほうに委託を行っております。

○委員長（粥川 章君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 委託をすること自体は全然悪いことでもないのですが、ただ1つ、委託をするという部分でいけば、士別市朝日地域交流センターの管理に関する基本協定書の中で、指定管理業務の委託等というところがあって、第6条になります。乙は指定管理業務の全部または大部分を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。2項で、乙は指定管理業務の一部の処理をほかに委託し、また請け負わせようとするときは、あらかじめ当該業務の内容及び委託または請負の期間等について甲の承認を得なければならないということで、ここまでいけば商工会が第三者に委託するとき、当然この部分については行政側に相談があって、行政側もその委託については了承していたというふうに思いますけれども、その段階で宿泊施設と食事の提供のところの本来業務が、この業務委託という部分が、本来業務の中の大部分を

占めているんじゃないかと。そういったときに、その委託そのものがどうだったのかなという観点でいけば、ちょっと疑問が残るところなんですけれども、その点に関してどう行政としては捉えていたんでしょうか。

○委員長（粥川 章君） 佐々木朝日総合支所長。

○朝日総合支所長（佐々木 勲君） まず、平成23年度から指定管理により実施したところであります。その際に商工会さんのほうでまず運営しようということで、いろいろ検討する中で、どうしてもリスク的なものがあったりもしたりして、地域の中でどうやって請け負うかということでいろいろ商工会の中で商店街の中も含めて御協議されたというふうにお聞きしております。

そこで、商工会さんとしては、その統括的なことは商工会が行って、それ以外の業務については朝日町内の業者さんのほうにお願いをするということで、あくまでも商工会が窓口となって管理運営していくんだということは確認をしております。それでもって23年4月1日の段階で朝日商工会さんのほうから再委託をするということで、市のほうにこの部分について再委託をするという契約をするということで、市のほうにも申し出があって、それについては市のほうも承認をしたという経過がございます。そのようなことで、決して丸投げということではなくて、しっかりと管理運営していただいたものというふうに理解をしております。

以上でございます。

○委員長（粥川 章君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 丸投げではないという、見方によってはそうも受け取れるので、それはそれでも結構なんですけれども、23年度、24年度順調に、23年度はその398万、人件費も入れたから、実質でいえば198万ぐらいの黒字だったんでしょうけれども、24年、25年と。25年については118万の赤字だった。ちょっと不思議なのは、利用者数は23、24、25と伸びているんですね、宿泊者数も含めて実績でいくならば。

それで、この25年度が赤字が出たということになるとどうも僕は不思議なのが、さっきも言ったんだけど、業務委託費のところ丸投げになっているので、本来赤字が出る部分の要素という部分は、この業務委託をした部分を、例えば人件費をどうやって抑えようとか、食材費の例えば原価率をどう抑えようかという働きをしてもらうのが、行政が直営でやるよりも指定管理、第三者、民間の力を借りてやるんだという部分のその方式だというふうに思うんですけども、どうもお客さんがこんなに利用者が増えているのに何で25年度赤字かとなると、もうそこに原因があるのではないかというふうに思うんですけども、その利用状況に応じた、これはだから朝日商工会が直でやっているなら行政も言えるんでしょうけれども、商工会が第三者に業務を委託した部分に関しては、行政としてもどのようにどこまで指導がいったのかなと。決して丸投げでないということだったので、具体的にその商工会に対してどのような指導をされてきたのか。でないと、こんなに赤字出るのがちょっと不思議だとは思いますが、そこら辺の25年度に限って結構ですから、どういう指導をされてきたのか、改めて伺いますので、お願いいたします。

○委員長（粥川 章君） 佐々木支所長。

○朝日総合支所長（佐々木 勲君） 平成25年度のその収支の関係ですけれども、ひもといてみますと、我が舎の宿泊や何かが、宿泊の客が当初計画より1.9倍、1,150名のところが2,142名ということになっております。あと朝食、昼食、夕食も当然多くなって、例えば夕食であれば計画では575食が1,277食ということで、2.2倍にもなっているということでございます。このようなことから、当初の収支計画では業務委託費は3,300万円で終える予定でしたけれども、利用実態に応じて、かつ燃料代の関係、それと生ごみの処理の関係、それと消費税の発生の関係、3年目を迎えたので、新たに消費税を納めなければならないというようなことで、トータル的には経費として110万程度の赤字になったというふうに思っております。

運営につきましては、毎月運営会議を市、それと地域教育課、それと委託を受けている方及び当然商工会さんも含めまして、毎月今月の利用者数の確認だとか、そんなことで経営会議を行いながら対応しているということで、適切に管理運営いただいたものというふうに理解しております。

以上でございます。

○委員長（粥川 章君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 本来適切に管理していたら、余り赤字出ないはずなんですけれども、そういうことになれば、計画そのものが甘かったのかということになるかと思いますが、しいて言えば利用者数も増えて大いに利用する方は喜んでいるというふうに私もお聞きをしていますので、それについては余り言いませんが、ただこの施設、実は25年12月27日に会派代表者会議ということで資料が配られました。このときに朝日商工会から指定管理料の増額を求めるという話がありまして、最終的にはその指定管理辞退の経過に至ったという代表者会議でありました。

このときに指定管理の増額の中身というのはどういう内容だったのか。心配したのは、物すごい赤字なので指定管理料これでは全然足りないから増額してくれという要望だったのか、その中身についてちょっと教えていただきたいと思いますので、お願いいたします。

○委員長（粥川 章君） 長南次長。

○朝日総合支所次長（長南広基君） お答えいたします。

26年度からの指定管理の朝日商工会との協議の中におきましては、昨年11月に商工会から全体運営費といたしまして7,717万1,000円の事業費、それに対しまして指定管理料が4,091万4,000円を要するとの収支計画の提出がございました。その後、その収支計画の詳細について協議を重ねてきたわけですが、その中で委託料としましては、平成24年実績で3,770万2,000円が平成26年度計画では3,918万5,000円というようなことで4%アップということで、このアップの中身につきましては、新たに施設長の配置、あるいは事務職の配置といった人件費が大幅に増加したものであるという中身になっておりました。

計画の中身については以上です。

○委員長（粥川 章君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 今の回答ですと、施設長や事務職というので、これはどうなんでしょう。

当初計画、もう3年間の計画を結んだとき、一番最初ですよ、その指定管理協定書を結んだときに、今あった施設長や事務職というのはもちろん見てたんですよ。それともっと新たに人材が必要で人件費がかかるんだということで、その4,091万4,000円もトータルで増やしてくれという話だったのか。もう少しちょっと簡単に聞くと、前回商工会が求められた人件費というのは、当初計画にはなかった人件費だったんでしょうか。

○委員長（粥川 章君） 佐々木支所長。

○朝日総合支所長（佐々木 勲君） 今の4,000万の商工会さんからの計画書の提出の中身でいいますと、今まで施設長的なものは置いておらず、商工会の職員が担っていたということでございます。それを今度商工会の職員ではなくて、直接我が舎のところに行って、そこで施設長としての役割を果たすんだというようなこととか、あとそれに附帯してサポートする事務員が更に必要だというようなことで、人件費が大きな伸びでもって提案があったということでございます。

そこで、先ほど長南次長のほうから申し上げましたけれども、委託料としては24年度の実績が3,770万2,000円に対して3,918万5,000円と4%アップと。そのほかに、主に施設長や事務長を置くというようなことでの提案でございました。これにつきましては、再三にわたりまして市のほうからも計画の詳細について、果たしてそういう必要があるのかというようなこととかを何度となく協議しましたけれども、最終的には折り合わなかったというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（粥川 章君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 指定管理者側は人件費、人の増を要求したけれどもというところで、最終的に折り合わなかったの、商工会としては26年度からは辞退をしたということで受けとめます。

それで、ちょっと参考なんですけれども、26年度からは株式会社翠月が受託をしております。4、5、6、7、8、9、10ともう7カ月過ぎたんですけれども、指定管理料は従来のままの指定管理料で今来ているはずなんですけれども、半年以上経過した段階で、どういう今の経営状況なのか、参考までにちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○委員長（粥川 章君） 長南次長。

○朝日総合支所次長（長南広基君） お答えをいたします。

現在、翠月で交流センターを運営していただいておりますが、利用実績でいいますと、計画に対しまして宿泊だけで申しますと、我が舎、それから研修施設合わせまして目標が4,690名に対しまして実績が5,086名、約108%の利用者ということになってございます。

それから、使用料、入浴料等の関係でございますが、目標が2,080万に対しまして、実績と

しては2,330万、おおよそ111%の目標より増えているというようなことで、これにつきましては、第2四半期、9月いっぱいまでの数字となっております。この予定でいきますと、指定管理料、当初予定しておりました2,936万8,000円の予算内で収支はつくのかなというふうに考えております。

○委員長（粥川 章君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） この関係で、ちょっと最後確認であります。3年間指定管理をしていたいただいた団体から、事務員何なりの増員を求めたと。結果、そこは今増員してなくて、翠月と一緒にならないんでしょうけれども、人を増やさなくても十分やっていけるということで行政のほうは判断されているのでしょうか。それを確認させてください。

○委員長（粥川 章君） 長南次長。

○朝日総合支所次長（長南広基君） お答えいたします。

現在、翠月の運営体制といたしましては、施設長と、それから調理業務担当者1名兼ねて施設長、それから調理業務の責任者1名ということで1名体制、それから25年までと同じく支配人1名、更に臨時の調理員、警備員、清掃員等で運営を行っております。

○委員長（粥川 章君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） ありがとうございます。

次の質問に入らせていただきます。

次、引き続いて総務管理費なんですけれども、要旨のほうでは鍋島医院の土地と建物の寄附があったが、その活用方法はということなんですけれども、書いてあるとおりなんですけれども、実は長年地域医療で御貢献いただいた鍋島先生の病院が閉院をし、士別市を離れたと。その後、建物の土地については、一旦売り物件という看板が立っておりました。市民の皆さん、私も含めてなんですけれども、ああ、売りに出されているんだなというところで記憶があるんですけれども、そのうちその売り物件という看板が取り外されてからしばらくになるんですけれども、多くの市民の方は誰か買ったんだねというところで終わってました。私のところにも、もう冬季間誰も住んでいらっやらないので、歩道の部分にかかる屋根の雪が落ちて危険じゃないかという話もいただきました。

実はそこは士別市が寄附いただいたということなんですけれども、こういう寄附をいただいたものに関して、しっかり士別市が管理するものですよという、そういう表示も私はやっぱりすべきじゃないかなというふうに思っていました。最近ちょっと立ったようでありますけれども、そういう寄附をいただいた建物の管理を含めて、当然寄附をいただいたので、無償でいただいたんですけれども、当然管理をするのは費用かかるんですけれども、そういう寄附をいただいたものに対する管理に対する考えと、あわせて一遍に聞きます、寄附をいただいたあの建物をどう活用するのか、その計画も含めてお伺いをしますので、お願いをいたします。

○委員長（粥川 章君） 佐藤財政課主査。

○財政課主査（佐藤祐希君） お答えします。

市民周知の看板についてなのですが、鍋島医院より寄附を受けまして市有地となったことから、駐車場に「市有地につき立ち入りは御遠慮ください」という看板を設置いたしております。

また、管理についてでございますが、今年の1月に先ほど松ヶ平委員からも言われたんですが、雪庇も含めて屋根の雪の雪おろしを行っております。更に、5月には塀の上のコンクリートが雪のために南側に隣接する土地に落ちているということですので、回収をしに行っております。また、7月と10月、2回にわたって敷地内の草刈りを行っております。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木久典君） 今後の活用ということで、私のほうからお答えをさせていただきたいと思いますが、昨年の秋、鍋島先生のほうから市の施設として活用できないかという寄附のお話をいただきました。その後、どういった有効活用ができるかということでの検討を進める中で、士別市ふれあいセンターとしての活用はどうかということ、現在準備を進めているところであります。

ふれあいセンターにつきましては、障害者団体の活動の拠点施設ということで利用いただいておりますけれども、現在の施設については建築後43年がたちまして、内部、外部含めて大変老朽化も著しい状況にあります。今年の夏には雪害の影響等々で屋根が傷んだということでの補修も行ったりにしていますし、今後更に利用をするということでの改修をしていくということになれば、少なくとも1,500万円以上はかかるのではないかという試算も行ってあります。

現在は、あそこの施設の維持管理については、社会福祉法人の士別愛成会のほうに委託をお願いをしていますけれども、鍋島先生の寄附に対する御意向としても、社会福祉の施設として活用していただければありがたいというようなお話も承っておりましたので、あそこを利用するに当たって改修をするとなっても、最小限の改修で利用ができるというような見通しも立ちましたし、先般鍋島先生が紺綬褒章の伝達で士別のほうにお越しいただきましたけれども、その際に今のお話をさせていただき、最終的な内諾ということもいただいておりますので、来年度にはふれあいセンターとして活用ができるようにこれから準備をまた進めていきたいというふうに思っています。

また、現在のふれあいセンターにつきましては、移転後解体をしていく計画であります。まだそこに敷地が残りますけれども、その敷地については近くに保育所等々もありますので、有効に活用ができるように今後検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） そういう活用計画があるということで安心をいたしました。冬をまた迎えるわけでありまして、ひとつ市民の方から指摘されないようにしっかり管理をお願いしたいということと、そういう計画があるなら、市に寄附いただいた道路を挟んだ北側は従来駐車場として使われていたんですけれども、そこは売り物件となっているようなので、もしそ

ういう計画があるならば、その駐車場としての活用も含めてぜひ検討していただければということをお伝えして質問を終わります。

○委員長（粥川 章君） まだ質疑が続いておりますが、ここで午後3時まで休憩いたします。

（午後 2時47分休憩）

（午後 3時00分再開）

○委員長（粥川 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務管理費の質疑を続行いたします。国忠崇史委員。

○委員（国忠崇史君） 総務管理費の街なかミニ公園整備事業についてお伺いします。

牧野市長は5年前に60項目のマニフェストをつくられまして、公認パークゴルフ場については、市民と話し合っただけで結局建設は見送るということで、実質59項目のマニフェストがありました。それで、その中で最後まで残ったというか、検討を続けて出てきたのがこの街なかミニ公園と。もともと市長のマニフェストの中では樹木のあるミニ公園を街なかにつくりたいというものでしたけれども、これでマニフェスト出そろったということになるわけです。

それが昨年度に着工されまして、丸武児童公園というものができました。もともとあったんですけれども、ここを改修したということです。それからもう1つ、あすなろ公園の北半分ですね、土別雪まつりの会場にもなっているところなんですけれども、あすなろ公園の北側と、この2つを改修した、これが去年の事業でございました。これについて、両公園をどういうふうに改修したか、あるいはあすなろ公園北側と丸武児童公園についてはどういう特徴を持たせたかということについて、まず答弁をお願いします。

○委員長（粥川 章君） 鈴木土木管理課主査。

○土木管理課主査（鈴木 章君） お答えいたします。

あすなろ、丸武児童公園の共通する特徴といたしまして、両公園には公共施設が隣接しており、そこに訪れる高齢者や子供たちなど多くの市民の方に施設を利用していただけるよう、日影となる休憩施設と軽いストレッチ運動ができる健康遊具を整備しております。小さなお子さんがいらっしゃる保護者の方から、衛生的で安心して遊べる砂場の要望があったため、砂場についてはフェンスを設置し、小動物が侵入しないよう配慮しております。また、本市初となるソーラー電波時計も設置し、来園された方に正確な時刻を伝えられるよう、また維持管理費縮減にも考慮しております。

おのおのの公園の特徴といたしまして、丸武児童公園につきましては、生涯学習センターいぶきやつどの広場きらを利用する方及び地域で開催されるイベントにも公園を利用いただけるよう配慮しております。また、高齢者の方や障害をお持ちの方も御利用できるよう、入り口の段差を解消することや、車椅子やベビーカーでも利用できる舗装を園内に採用しています。そのほかに多目的トイレ、休憩所、幼児向けの遊具、LED施設照明の設置、合宿の宿舎が公園

周辺にあることから、公園芝についても今回再整備し、柔軟体操などに利用いただけるよう配慮しています。また、市内に安心して水遊びができる施設が少ないとの御意見があったため、水道水を使った噴水を整備しており、水道水を使用することから、節水を考慮した構造としております。

あすなる公園につきましては、周辺の幼稚園関係者からの要望として、時計の設置や遊具の充実、また子供が喜ぶよう遊具の配色を明るいものにしてほしいと要望がありましたので、明るい原色を使った遊具を設置しております。

以上でございます。

○委員長（粥川 章君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 非常に今の説明でもわかるとおり、先進的な公園になったと思います。それで、これからそういうなかなか遊具の整った公園というのも次々とできてくるかもしれないんですけども、以前一般質問で、今公園の遊具というのは公園施設業協会のほうで、遊具の安全性の認証があって、SPマークというのを付けると。やっぱりその技術水準に達している市内業者があれば、その業界団体の認証がなくても、地元業者ということで、それに準ずる安全性があれば、公園遊具に地元業者の遊具を使ったかどうかという提言もしたことがあるんですけども、この改修工事と遊具等についてどのくらい地元業者への発注をしたかというところをお伺いしたいと思います。

○委員長（粥川 章君） 鈴木主査。

○土木管理課主査（鈴木 章君） お答えいたします。

遊具などメーカーオリジナル製品につきましては、市外業者が製作しておりますが、製品の納入、設置、外構工事につきましては地元業者に発注しております。それ以外の健康遊具の一部や噴水、あずまや、ベンチ、水飲み器など地元業者が製作できるものについては、その製品を採用するように心がけております。

以上でございます。

○委員長（粥川 章君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） これからもそういうふうに地元業者がどんどん遊具なんかも新しい、新機軸な遊具をいろんな工夫によって地元業者がつくってほしいなと思います。

それで、特に丸武公園についてここではお伺いしたいんですけども、私の印象では、丸武公園の利用者というのは、改修前より随分増えたなというふうに思います。結構保育園、幼稚園の散歩なんかも、ちょっと丸武公園に行くというところは少なかったんですけども、噴水なんか遊ぶのに幼稚園、保育園で行ったり、利用者は増えていると思いますが、ちょっとそういう幼稚園、保育園はわからないかもしれないですけども、読み聞かせなどの利用状況、もしデータがあれば、これだけ利用者が増えているというデータがあればよろしくお願いします。

○委員長（粥川 章君） 鈴木主査。

○土木管理課主査（鈴木 章君） お答えいたします。

今、委員からお話があったとおり、保育園で利用されていることや、図書館の職員及びつどいの広場きらを運営されている方からお聞きしたお話では、施設を利用する前、また利用後に公園を利用されている方も多く、お昼にはお子さんと公園でお弁当を広げられている姿も見受けられ、また噴水などで遊ぶ子供たちも多いと伺っております。改修前に比べると確実に利用者は多くなっている状況です。

図書館が主催する読み聞かせ行事は本年2回予定しておりましたが、雨天で1回の開催となったことで、図書館では更なる有効活用する方法を検討するとのことでありますので、期待しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（粥川 章君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） わかりました。

それで、ちょっと冬の話にいきましょうかね。公園はやっぱり土別の場合は冬の利用がどうなるのかと。これから水郷公園も再開発するんですけれども、冬はどうするのかということが正直問題になるかと思うんですよね。冬に遊び場所を設けるのであれば、今度トイレとか必要になるから、またそれはそれでコストもかかってくるわけなんですけれども、丸武公園の場合、冬は以前は雪捨て場として使っていたかと思うんですけれども、どうやら改修してからは雪捨て場としては使わないと。その点、地域住民の方たちとは話についてはということでしょうか。

○委員長（粥川 章君） 鈴木主査。

○土木管理課主査（鈴木 章君） お答えします。

市内の公園は道路環境保持のため、冬季は雪の堆積場としている実態であります。本公園は融雪後に早期開園することを目的に、園内には雪を入れないモデル的な公園として管理してまします。これについては、地域の説明会でも皆様の御了解を得ているところでございます。

以上でございます。

○委員長（粥川 章君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） それで、もともとのマニフェストが最初申し上げたように、樹木のあるミニ公園なんだという市長の話だったので、確かに冬、無差別に雪を入れたら、せっかくの樹木に影響したりする可能性もあるんですよね。だから、そういう意味では雪を入れないというのはいいんですけれども、では雪を入れなければ、今度は自然に積もった雪の上で遊べるような感じなんですか。

○委員長（粥川 章君） 鈴木主査。

○土木管理課主査（鈴木 章君） お答えいたします。

冬季の利用につきましては、公園周辺には路肩に雪を堆積していることから、壁をつくってしまうということで、利用者の安全を考慮し、冬季は開園させない方向で考えております。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 冬、丸武児童公園については閉鎖というか、使わないようにしていくという今御答弁でした。

それで、最後に数字を出すんですけども、もともこの丸武公園、街なかミニ公園の整備事業は当初予算で5,000万円というところですけども、決算額で見ると4,982万3,000円と、ほとんど当初予算どおりの結果ですよ。公園本体の整備には3,466万1,000円かかっていると。トイレが幾らかかっているかというところと1,516万2,000円ですね。設計の業務委託料と新築工事そのものですね。比率にしたら35対15というところで、この丸武児童公園に占めるトイレの予算、事業額の割合というのは非常に高いんですよ。このトイレの電気代とか水道代とか入れた、いわゆるトイレの維持費というものについてはどのぐらいかかるのか、ちょっとお聞きします。

○委員長（粥川 章君） 鈴木主査。

○土木管理課主査（鈴木 章君） お答えします。

維持費につきましては、トイレや公園の照明はLEDを採用していることから、電気代としましては年間1万4,000円となっております。水道代につきましても、噴水も一緒についていることから、年間3万3,000円の維持費となっております。

以上でございます。

○委員長（粥川 章君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 実はですね、私は無駄遣いだと言うつもりは全然ないですけども、夏の間は丸武児童公園あいていて、トイレも24時間稼働しているからいいんですけども、考えてみたら30メートルほどその南側にいぶきがあって、いぶきのトイレも夜10時まで使えて、しかもシャワートイレ全部ついてますし、非常に整っているんですよ。いぶきから50メートルぐらいちょっと行った丸武公園にも立派なトイレがあって使えと。その辺、ダブリというか、冬はいいでしょう。冬はいいとしても、夏場そういうふうに近くの公共施設にいいトイレがあって、公園にもいいトイレがあるということについて、市でこれはちょっと効率的にどうなのかということについてお考えがございませんか。

○委員長（粥川 章君） 半沢建設水道部次長。

○建設水道部次長（半沢 勝君） お答えします。

今のトイレの件についてのお話ですけども、これも地域とのお話の中では、やはり小さなお子様も多いということで、なかなか道路をわたってすぐ、遊んでいる最中に行けないということも、危険であるということもありまして、やはり公園としては、公園に独立したトイレが必要だということであらうほうでは安全性も配慮して設置をいたしました。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） そうですね、小さい子供が公園で遊んでいて、わざわざいぶきまでトイレに行くというのは現実的でないので、そういうことだと思います。

これからいろんな冬の間の公園の利用については、特に雪遊びだとか、そういったものも含めてどうしていくのかという、ぜひ検討に入っていたいただきたいと思いますので、丸武公園の運用の仕方をこれから工夫しつつ、ほかの公園にもいい形で建設、改修及び利用の仕方、市としても考えていっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○委員長（粥川 章君） 他に御発言ございませんか。井上久嗣委員。

○委員（井上久嗣君） それでは、総務費の中のまちづくり推進事業費の男女共同参画推進事業について御質問させていただきたいと思います。

これ予算書を見ますと男女共同参画推進条例の周知や行動計画に基づく学習啓発活動等を推進し、男女共同参画社会実現に向けた環境づくりや市民意識の高揚を図るとなっております。その中身としては、男女共同参画セミナーの開催等、また委員会等における託児の助成（拡大）と、拡大したということかと思えます。

それで、予算が73万円ということですがけれども、結果的に決算といたしましては見ますと22万6,000円ということで、約3割ほどということの決算になっております。その要因につきまして御説明願いたいと思います。

○委員長（粥川 章君） 坂本企画課主査。

○企画課主査（坂本洋紅君） お答えいたします。

男女共同参画推進事業につきましては、男女共同参画セミナーに31万6,000円、啓発事業として20万4,000円、委員会等における託児料13万1,000円など総額73万円の予算計上をしたところであり、決算額については22万6,035円となりました。執行額が大きく変わった主な要因としましては、1つには男女共同参画セミナーについては北海道市町村振興協会の助成事業として予定していたところではありますが、この助成金につきましては、市立病院の医師確保対策などを含めた地域医療を考える市民フォーラムに振りかえることになり、全額単費で実施することになったことから、できるだけ費用を圧縮するよう努めたことによるものであります。

具体的には、セミナーとしての内容を低下させることなく、講師謝礼や資料、一文字、看板等に係る需用費について抑制を図り、執行額を約3分の1の10万7,325円にとどめたところがあります。また、2つには、啓発事業としまして計画した企業訪問の際のパンフレットについて、外注によらず自前で作成したことにより、約5分の1の4万1,370円に抑制したことによるものになります。このほか委員会等における託児料の減を初め、コピー使用料や旅費などの減により、結果として50万3,965円の不用額が生じたところがあります。

○委員長（粥川 章君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 市立病院と一緒に別なセミナーと。そもそも最初想定していなかった部分であわせてやったということで、こちらからの執行が非常に少なく済んだということかと思えます。啓発に関しましても、自前でパンフレットをつくられるということで、圧縮に御努力をされた関係でこういう形になったということかと思えます。

それで、今託児料、これ拡大ということだから、25年度創設じゃなくて、拡大したんですよ、託児料は。

○委員長（粥川 章君） 坂本主査。

○企画課主査（坂本洋紅君） お答えいたします。

25年度予算において委員会等における託児料については、各種委員会ですとか審議会の開催においても託児料を助成することを拡大しております。

○委員長（粥川 章君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 突然聞いて済みません。それで、その託児料を実績を拡大した上で、実際のぐらい利用があったのか、その辺をちょっとお知らせいただきたいと思います。

○委員長（粥川 章君） 坂本主査。

○企画課主査（坂本洋紅君） お答えいたします。

25年度の実績としましては、17件の会議や行事で実際の利用がありました。託児を受けた子供の人数としましては48人、費用については7万3,800円となったところであります。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） これは非常にいいシステムかと思しますので、これは26年度も続けてやっているかと思えますけれども、ぜひ周知を図っていただいて利用の拡大につなげていただければと思います。

それで、この男女共同参画セミナーということで、26年2月26日にされております。参加が28人という形で、以前から見てこの数字だけ見ると非常に少ないというふうに一見見えてしまうのですけれども、どういう中身でされて、結果的にこういう人数として行われたか、その中身と経過、経緯について御説明願いたいと思います。

○委員長（粥川 章君） 坂本主査。

○企画課主査（坂本洋紅君） お答えいたします。

地域活動や創作活動、新たな事業展開などさまざまな分野で活躍している市内の団体や女性グループの皆さんに参集いただき、土別女子会と題しまして、講演とグループ別でのワークショップを行ったところです。このセミナーの内容としましては、全道的な活動を展開している行動する女性のネットワーク代表の東郷明子氏を講師に迎え、女性が元気なまちづくりについての講話の後、女性の視点から見る土別の地域づくりや新聞各紙から見る女性の社会的地位などについて、ワークショップ方式により参加者の意見交換を行ったところです。

今回の開催は、市内で活動している団体や女性グループのメンバーを対象としましたため、参加人数こそ少ないところではありますが、参加者からは今やれることをやろうという気持ちになった、女性の市議会議員はいなくなってしまうが、土別の女性たちはいろいろ頑張っている。またアイデアも出し合っている。ふだん集まることのないいろいろな女性グループに会うことができよかったなどの意見や感想をいただいたところであります。また、情報交換や対

話の場を設けることによって、参加されましたグループや個人の交流、連携の促進と更なる活動の活発化に寄与する機会になったものと考えております。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） そうすると、従来の講演方式じゃなくワークショップという形に変えられたということですね。参考にお聞きしますけれども、これは決算委員会ですけれども、今年度もこの好評だった士別女子会という何か名前みたいですが、含めて同じような形か、またはもとの講演方式に戻されるのか、もし計画がもうそろそろ決まっているのであればお話をいただきたいと思います。

○委員長（粥川 章君） 佐藤企画課主幹。

○企画課主幹（佐藤義弘君） お答えします。

今年度につきましては、現段階ではただいま検討中でありまして、今後どういった内容にするか考えていく予定になっております。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） これ男女共同参画ですから、女子会というのもいいんでしょうけれども、男女で一緒にやるとまずいのかどうなのかは別にしまして、ぜひなかなか年度末になるとほかの団体も含めて慌てて消化型と思えるかのようなセミナーとかがわらわらと続くということもありますので、ぜひ早目の周知をしていただいて、極力多くの方に参加していただけるように御案内をしていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

それでは、同じくまちづくり推進事業の移住促進事業につきまして質問をさせていただきます。それでは、25年度の主な移住促進事業の内容についてお知らせいただきたいと思います。

○委員長（粥川 章君） 坂本企画課主査。

○企画課主査（坂本洋紅君） お答えいたします。

平成25年度の取り組みとしましては、上士別地区の移住体験住宅について、玄関ドアや台所、流し台の取りかえ、また浴室タイルの張りかえ、居間の壁のクロス張り、そして玄関照明器具の更新などの修繕を行いました。また、朝日地区2棟、上士別地区1棟の短期移住体験住宅の利用促進に向けたPRとその受け入れ対応に努めてまいりました。このほか東京都で開催されました北海道暮らしフェアに参加し、本市のPRや移住相談に当たったところであります。また、北海道移住促進協議会や北海道移住促進協議会の事務局であるNPO法人住んでみたい北海道推進会議が実施する事業及び広報媒体を積極的に活用し、士別市短期移住体験住宅についてのPRに努めてまいりました。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君）　それで、この移住促進事業を本市で始められて、もうそれなりの年数たつんですが、当初よりこの事業を進めるに当たりまして、ようこそ士別プロジェクトというプロジェクトがつくられております。いろんな団体から選出された委員のプロジェクトメンバーの方々を中心にいろんなアイデアを出していただきながら今日に至っていると理解しておりますが、このプロジェクトがしばらく開催されてないという、プロジェクト委員からいろんな声を私も聞いております。本来、市民とともにであります、市民の意見も聞きながらプロジェクトを進める、こういう事業を進めていくというのが筋かと思いますが、現在まで開催にここ数年開かれてないようですが、その過去の経過も含めて、開かれてこなかったその要因についてちょっと御説明をいただきたいと思っております。

○委員長（粥川 章君）　佐藤主幹。

○企画課主幹（佐藤義弘君）　お答えします。

ただいまお話のありましたようこそ士別プロジェクトにつきましては、本市の移住政策を推進する組織として平成19年3月に士別商工会議所や観光協会、JA北ひびき、サフォーク研究会など市内の各機関や団体などで構成して設立されたものです。このプロジェクトにおいては、広く交流という視点を重要視する中で、完全移住を展望しながらも、本市としてまずは季節移住や2地域居住などを目指して、ワンストップ相談窓口の設置を初め、ニーズ調査や士別市のPRのほか、受け入れ態勢の確立に努めてきたところです。

具体的には、東京、大阪、名古屋など大都市圏で開催される移住相談会に平成19年から参加をしまして、都市部の住民の方々に移住に関してどのようなニーズを持っているかなどを把握することを第一の目的に、本市のPRや移住相談に当たってきたところです。また、北海道移住促進協議会との連携を図る中で、情報誌、パンフレットでのPRやホームページでの情報提供などを行ってきたところです。こうした取り組みの結果、平成21年には短期移住体験住宅として朝日地区に2棟を開設し、その後平成24年には上士別地区に1棟を開設したところです。

なお、定住促進を図るため、市内の不動産業者との連携のもと、不動産情報の収集、一元化についても検討を進めてきましたが、個人の財産に関する情報であることなどから、実施には至らなかったところです。

ようこそ士別プロジェクトでは、こういった移住政策に関する事業を確立するため、平成19年3月の第1回以降、8回の会議や先進地視察、大都市圏での移住相談会への参加などに取り組んできましたが、平成22年11月以降は会議を開催していない状況にあります。その理由としましては、それまで開催してきたプロジェクトの中で、移住促進に関して一定の方向性を決定し、当面は短期移住体験住宅を活用した移住体験を事業の柱に据え取り組んできたところでありまして、新たな事業の展開を検討するには至らなかったことから、プロジェクトは開催してこなかったところでもあります。

以上です。

○委員長（粥川 章君）　井上委員。

○委員（井上久嗣君） とりあえず予算もここ数年大幅に広がっているわけでもないので、今おっしゃるとおりにある程度方向性ができたので、ここ約4年間開催してないということで、それまでにプロジェクトで出された意見を今は進めているんだということなんでしょうけれども、でも、やはり移住問題というのはどんどん早目早目にいろんなアイデアを出していかないと、先進地もたくさんありますし、それにはやはり市民の意見も常々私は聞いていくべきだと思うんですよね。もうほぼ4年もやっていないと。それでもう、先ほど平成19年に設立したプロジェクトですけれども、当時の各団体のそれぞれ長ですとか、選出していただいたその組織自体がもう改選によって相当変わっている可能性がありますので、その辺の再選出も含めて、また今市内の不動産業者さんの話もありましたけれども、逆に市内で不動産業者さんを営んでいる、そういう民間の方も、場合によってはプロジェクトの一委員に入ってください等々含めまして、早急にプロジェクトをきちっと再構築をしながら、また次年度に向けて皆さんの意見を出しながら、行政と市民と一体になってこの事業を進めていくべきと思いますので、その辺のプロジェクトを今後どうするのかということに対して検討をされてきたのか、これからするのか含めてお答えいただきたいと思います。

○委員長（粥川 章君） 佐藤主幹。

○企画課主幹（佐藤義弘君） お答えします。

現在、本市では短期移住体験住宅3棟を活用して移住体験の促進に取り組んでおりますが、利用実績も増加傾向にあるなど、一定程度のニーズがあると認識しているところでありまして、今後更なる移住促進に向けた効果的、効率的な取り組みについて、新たな視点で検討していく段階にあると考えているところです。一方、体験住宅や体験滞在型観光のほか、合宿や自動車等試験研究など、定住、交流人口の維持、拡大に取り組んでいる中、宿泊、滞在のためのキャパシティ不足が課題となっているところです。

このような実情を踏まえまして、現在、地域担当職員の活動として、利用可能な空き住宅物件の調査を行っているところです。この調査の結果によって、利用可能な空き住宅物件が確認できた場合には、移住促進に向けた活用の検討や不動産情報の収集、一元化などについてもさまざまな角度から検討する必要があると考えておりまして、今後これらの検討に向けて、ようこそ土別プロジェクトを再構築し、広く意見を取り入れるなどしながら検討を進めていきたいと考えているところです。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） ぜひきちっと再構築して、早目に来年度にもう反映できるような形で開催していただきたいと思います。

ちょっと一般質問的になってしまいますけれども、非常に移住事業は物すごい多くの先進地事例もたくさんあります。それが地域それぞれ事情がばらばらですので、そのいい先進地があるから、それを全て土別に当てはまるかということ、それはそれでまた別の問題でありますけれ

ども、これからその移住したい方の支援制度を拡大するとか、新たなものを創設するですとか、またPRをこれからどう充実していくのかということ、更にそのプロジェクトの再構築を含めて、いま一步この事業を進めていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○委員長（粥川 章君） 中峰次長。

○総務部次長（中峰寿彰君） お答えいたします。

プロジェクトの再構築を含めて、今後の改めでの体制づくりについては、先ほど主幹から申し上げたとおりです。あとそれ以外に、今お話のように先進事例も数多くあることは私どもも認識しておりますし、現在の例えば住宅改修ですとか、あるいは子育てに関する情報なんかも広くお知らせはしているところではありますが、それ以外に私どものまちの現状で取り組んでいけるもの、いかなければならないことを含めまして、またプロジェクトを中心に検討を進めてまいりたい。その上で本格的な定住というものに結びつくような策を検討してまいりたいと考えています。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） よろしくお願ひしますということで、この質問を終わります。

○委員長（粥川 章君） 他に御発言ございませんか。斉藤 昇委員。

○委員（斉藤 昇君） 総務費の関係でございますので、行財政改革の成果についてお聞きをしたいと思います。

行財政改革大綱実施計画後期計画の期間は平成23年度から平成27年度となっており、25年度はその折り返しの年度となっております。25年度の行財政改革の成果でありますけれども、まず計画の状況、進みぐあいはどうなのか。平成25年度で新たに実施した取り組みはどんなものがあつたのか。この点から御答弁をいただきたいと思います。

○委員長（粥川 章君） 岡崎総務課主幹。

○総務課主幹（岡崎忠幸君） お答えいたします。

まず、行財政改革大綱の進捗率からお答え申し上げます。プログラムの進捗率につきましては、一部実施及び実施合わせて平成24年度末で79.81%でありましたが、平成25年度末では88.46%となりまして、8.65%の進捗があつたところでございます。プログラムの数で申し上げますと、全体で104のプログラムがある中、92プログラムが平成25年度末で一部実施または実施となっている状況でございます。

続きまして、平成25年度で実施した取り組みについてでございます。主な取り組みを申し上げますと、まず電子自治体の構築の項目におきまして、保健事業システムの導入ということで、保健福祉センターに健康保険システムを導入いたしまして、対象者に対してピンポイントで検診のお知らせ、それから予防接種の状況等についての管理が行えるようになったところでございます。

次に、公共施設サービスの向上の項目におきましては、公共施設の開館時間、休館日の変更、

検討ということで、廃棄物処理の全市統一によりまして、朝日地区の処分場への直接搬入を終了したところでございますが、市民の利便性を考慮し、平成25年10月から平成26年3月まで士別地区の最終処分場を月1回、日曜日の午前中のみ臨時開場したところでございます。しかしながら、利用者が少なかったということもありまして、平成26年度の臨時開場は行わないということで決定したところでございます。

次に、職場活性化の推進の項目につきましては、広聴情報のデータベースの構築ということで、市長への手紙、それから市民の声ボックスにこれまで寄せられた市民意見をデータベース化しまして、意見の内容や対応方法を一覧にしまして、検索しやすいように整備したところでございます。

続きまして、行政業務の質の向上の項目におきましては、バイオマス資源の堆肥化ということで、バイオマス資源堆肥化施設が昨年供用開始となったことから、生ごみ、それから下水汚泥の堆肥の製造を始めたところでございます。

以上が平成25年度で実施となった主な取り組みでございます。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） この最終処分場は冬の期間の実施で利用者が少ないという判断で、冬は実施はやめるということでございますけれども、4月の移動シーズンでありますとか、雪解けの片づけ、秋の冬支度の時期こそ日曜日の臨時開場が市民にとってありがたいのではないかと考えますけれども、いかがでしょう。ぜひ夏の期間の試行もやってもらいたいと思うが、この際見解を賜っておきたいと思います。

○委員長（粥川 章君） 千葉環境生活課長。

○環境生活課長（千葉靖紀君） 25年度実施いたしました臨時開場につきましては、朝日の部分の経過措置ということで実施を行いました。それで、実績がまず少なかったということがございます。10月から3月まで月1回実施いたしまして、合計30件、それで受け入れ重量については2,000キロ程度という形になっております。

それで、委員からお話ありました夏季における、夏は家庭の排出ごみが増えるという部分がございます。それで、この部分につきましては、私どもも問い合わせ等ありまして、十分認識しております。それで、来年度におきましては、試行的に臨時開場しますよう今年度中に検討を行いたいというふうに考えております。ただ、開場に当たりましては、3名程度的人员配置が必要なことから、毎月は可能か、それから隔月でいいのか、実施回数、それから受け入れ対象について検討していきたいと考えております。

以上であります。

○委員長（粥川 章君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） それから、この行革大綱の中では、使用料だとか手数料の定期的な見直しという項目がありましたけれども、その内容について具体的にお答えいただきたいと思います。

○委員長（粥川 章君） 岡崎主幹。

○総務課主幹（岡崎忠幸君） お答えいたします。

平成25年度に見直しを行ったものにつきましては、本年4月からの消費税増税にあわせまして、公共施設の使用料及び手数料につきまして、全庁的に見直しの検討を行いました。また、ふどうパークゴルフ場につきましては、大規模改修が完了したということで、条例、規則等の改正を行いながら、平成25年7月1日の供用開始から使用料の徴収を開始したところでございます。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） 消費税も増税になったり、更に来年10月から10%になるということも想定されている。電気料などの物価も上がる中で、市民の生活は厳しさを増しているのをごさいます。安易な使用料や手数料の見直しはできるだけ避けるべきだと考えますけれども、今後の対応についてお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（粥川 章君） 千葉財政課主査。

○財政課主査（千葉 玲君） お答えいたします。

現在の取り組み状況につきましては、こちらの定期的な見直しを含めて、使用料、手数料のあり方について検討するための組織として、本年9月1日に使用料・手数料等見直しにかかわる庁内検討委員会を設置し、検討しているところでございます。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 中館財政課長。

○財政課長（中館圭司君） 使用料、手数料の見直しにつきましては、今申し上げたとおり検討に着手した段階でございますが、これまでも公共サービスの受益者が特定されているものについては、やはり租税ではなくて受益者負担に求めることが公平性からもかなっているということで、今までも取り組んできたところでありますが、使用料、手数料につきましては、税のような率ではなくて額で規定しているということが一般的でございますので、そういう意味ではその実費を基礎として算定、単価が設定されているということから考えますと、処理コストが増加した分については、適宜改定の検討が必要であろうというふうに考えているところであります。

ただし、その実費と言いましても、全額それを利用者負担に求めるべきかどうかというのは当然議論になるところでございまして、公共的な目的の実現のためには、一部の実費負担もしくは定額の手数料の設定等も検討が必要であろうというふうに考えております。そういった意味では、これから具体的な検討を更に進めていくわけですけれども、その中においては、利用者の特別の受益の程度がどの程度か、もしくは事務内容に関する政策的配慮としてどの程度の設定が適当か、また低所得者等への配慮等も含めて総合的に検討を進めていくという考えでございます。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） これからの検討だということなんだけれども、先ほども申しあげましたけれども、結局公共料金、いわば国の政策の中で上がっていく、消費税の問題もそうですけれども、あるいは物価が上がっていくということで、それはもう家庭を直撃するわけですね。それで、そういうものにつられて、市の公共料金も受益者負担が原則だと言いながら、公にやっぱり使われるもの、そしてそれは市民の生活にも直撃していくことになるわけですから、なるべく国の動向がそうだからといって、自治体も横並びするのではなくて、よく市民生活の実態や利用の実態をとらまえて検討すべきだと思うんだけど、再度答弁を求めておきます。

○委員長（粥川 章君） 中館課長。

○財政課長（中館圭司君） 委員御指摘のとおり、市民生活に非常に大きな影響を与えるものという認識をしておりますので、こういった検討を進める上では、例えば負担の逆進性という点ではどうか、もしくは公共料金という意味合いから言うと、物価政策上の問題もあるというようなことも含めて検討していかなければならないというふうに考えておりますが、この使用料、手数料の設定の中では、例えば減免、減額、免除といった規定もございまして、こういった運用についても統一的に整合を持って進めるべきということもこの検討の中には入ってくると思いますので、そういった点を含めて総合的に検討を進めてまいる考えであります。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） 今答弁にもあったし、自治体運営改革会議においても、施設や事業、組織について見直しを実施しているようだけれども、時代の変化に伴って必要性や効果が薄れてきて、見直しあるいは廃止したような事業はあったんでしょうか。この際、25年度、そして26年度についてもお聞きをしておきたいと思います。

○委員長（粥川 章君） 鴻野総務課長。

○総務課長（鴻野弘志君） お答えをいたします。

自治体運営改革会議におきまして見直し等を行った施設等についてでございますが、平成23年度にこの自治体運営改革会議が発足をいたしまして、その時点で75の施設を洗い出し、その以降のあり方、維持管理コストの要約等について検討を進めてまいりました。その結果、13の施設の見直しについて検討を行いまして、平成25年度までに見直しを行った施設につきましては4つの施設となっております。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） 25年度で4つあると言うんだけど、これらについては、これの対象にはならないというふうに考えてもいいのかどうかということと、やはり安易に公共料金の引き上げは行うべきではない、こう考えるんだけど、その点はしっかり行政の中で、そして市

民の意見や改革会議の中でもよく論議をするべきだと思うんだけど、こういうことは市民のいわば協議会なり、検討委員会なり、そういうのを組織して、そことの議論をするというような考えは持っていないものなんでしょうか。

○委員長（粥川 章君） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木久典君） 今の御答弁をさせていただきますが、まず、今回行財政改革の実績につきましては、今月21日に行財政改革の懇談会を予定していますので、この懇談会の中で各種事業の3次評価等々もあわせて、この実績についてはお知らせしていきたい、周知をしていきたいというふうに思っております。

また、使用料、それから手数料の今見直し作業も進めていますけれども、これは今全庁的な整合性をとるということで、全庁から各担当の課長さん、次長さん中心に今検討作業を進めているところでありますけれども、こうしたことの結果あるいは経過、これを含めて、またこういう行財政改革懇談会の中でも意見を聞きながら、あるべき姿というのを検討していきたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） やはり上げないほうがいいというのは一般的な考えあると思うんだけど、そういう公共料金の引き上げに当たっての考え方なんかも、市民の前にも明らかにする。中間報告なんかも含めて我々にも知らせていただきながら、慎重に論議をしていただきたいと思うんだけど、この点再度答弁を求めておきたいと思います。

○委員長（粥川 章君） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木久典君） お答えをいたします。

今、この後の3年間にわたる中期の財政フレームということで、もう策定をしております。今後、予算の編成方針等々の説明会において、職員のほうにも周知をしていきたいというふうに思いますし、議会のほうにもお示しをしていきたいというふうに考えておりますけれども、また先日は自治体運営改革会議も開催され、あるいは病院の経営改革会議も開催されております。その中で、今後の財政の状況というのは大変厳しいということが予測されておまして、特に交付税、合併の特例措置の終了が近づいているというようなこと、あるいは国も交付税の額を順次減らしていくというような方針も一部報道されていますので、今後の財政状況というのは大変厳しいものがあるかというふうに思っています。

まさにこれから身の丈に合った自治体運営ということで努めていかなければならない時代になってきているというふうに思いますので、今後においても市民の皆さん、あるいは議会の御意見をいただきながら、健全な財政運営ができるように頑張っていきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（粥川 章君） 第2項徴税费から第6項監査委員費までについては通告がありませんで

した。

○委員長（粥川 章君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から議場において委員会を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 3時55分閉議）